昭26.12.5.

官報

主要目次

法律
○一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律　六五
○食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部改正　六五
○農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律　六五
○米国対日援助物資等処理特別会計法の一部改正　六五
政令
○国際的協定又は国際的契約の禁止等に関する件を廃止する政令　六五
省令
○電気通信省組織規程の一部改正　六五
告示
○酒類の級別及び類別の決定に関する告示の一部改正　七四
○連合国財産の返還等に関する政令により電気通信大臣に対し通知した事項　七四
○連合国財産である株式の回復に関する政令により特定株式の株券の提出期限指定　七六
○昭和二十七年度第二水産講習所学生募集　七六
○東京都多摩村漁区廃止認可　七六
○運輸審議会の決定（冷蔵倉庫の共準料金の設定について）　七七
○湯沢田町郵便局移転、改称　七八
○光栄丸無線電報取扱所等の施設事項変更　七八
○浮島郵便局に電話交換業務を開始　七八
○保安林解除（島根県）　七八

法律

一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十二月五日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第二百九十三号

一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律

政府は、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和二十六年度において、資金運用部特別会計の積立金を一般会計に繰り入れることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　池田　勇人
内閣総理大臣　吉田　茂

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十二月五日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第二百九十四号

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二十六年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「政府は」を「1　政府は」に、「四十一億六千百六十四万五千円」を「百四十三億四千八百六十六万一千円」に改め、本則に第二項として次の一項を加える。

2　政府は、前項の規定による繰入金のうち百億円を限り、後日食糧管理特別会計から、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　池田　勇人
農林大臣　根本龍太郎
内閣総理大臣　吉田　茂

農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十二月五日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第二百九十五号

農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律

政府は、昭和二十五年度における乳牛の結核病、牛の流行性感冒及び馬の伝染性貧血の異常発生に伴う農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）に基く家畜再保険金の支拂の財源に充てるため、昭和二十六年度において、一般会計から、二億一千三百四十万三千円を限り、農業共済再保険特別会計家畜勘定に繰り入れることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　池田　勇人
農林大臣　根本龍太郎
内閣総理大臣　吉田　茂

米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十二月五日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第二百九十六号

米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律

米国対日援助物資等処理特別会計法（昭和二十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「援助役務の」を「援助役務に係る分については、その」に改め、「金額とし、」の下に「軍拂下物資に係る分については、その売拂代金の金額から当該物資に関する諸掛の金額及び政令で定める金額の合計額を控除した金額とし、」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　池田　勇人
通商産業大臣　高橋龍太郎
内閣総理大臣　吉田　茂

政令

国際的協定又は国際的契約の禁止等に関する件を廃止する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十二月五日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第三百六十九号

国際的協定又は国際的契約の禁止等に関する件を廃止する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

国際的協定又は国際的契約の禁止等に関する件（昭和二十一年勅令第三十三号）は、廃止する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田　勇人
厚生大臣　橋本　龍伍
農林大臣　根本龍太郎
通商産業大臣　高橋龍太郎
運輸大臣　山崎　猛

省令

◉電気通信省令第三十二号

電気通信省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十二月五日

電気通信大臣　佐藤　栄作

電気通信省組織規程の一部を改正する省令

電気通信省組織規程（昭和二十四年電気通信省令第一号）の一部を次のように改正する。

毎日文庫
明治二十五年三月三日第三種郵便物認可

第百十六條中「二課」を「三課」に改め、「会計課」の次に「調理課」を加える。

第百十七條第三号の次に次の一号を加える。

三の二　予算に関する要求案を作成し、及び決定された実行予算を実施すること。

同條第九号の次に次の一号を加える。

九の二　機器、物品及び素材に関する要求案を作成すること。

同條第十五号を次のように改める。

十五　削除

第百十八條第五号の次に次の三号を加える。

五の二　固定資産の記録を保持し、固有財産及び借入不動産を管理すること。

五の三　支出負担行為を認証すること。

五の四　機器、物品及び素材の調達又は修理、土地、建物及び工作物の修繕及び役務の契約に関し、仕様書又は契約條件と照合して検査すること。

第百十八條第六号から第十二号までを次のように改める。

六から十二まで　削除

第百十八條の二及び第百十八條の三を一條ずつ繰り下げ、第百十八條の次に次の一條を加える。

第百十八條の二　事務部門調理課においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　機器、物品及び素材に関する要求案を作成し、資材部に送付すること。

二　研究所の事務遂行にもつぱら必要な機器、物品及び素材を調達し、修理し、加工し、出納し、及び保管すること。

三　土地、建物及び工作物の修繕及び役務に関する契約をすること。

四　土地、建物及び工作物を保守し、及びこれらの土地、建物及び工作物の建設又は修繕の計画案を作成し、建設部に送付すること。

五　電気通信技術の調査及び研究にもつぱら必要な研究施設を設置し、及び管理すること。

六　整理品又は廃棄品の売却又は処分をすること。

七　所掌事務の範囲において決第二十五條各号に掲げる事務を行うこと。

八　前各号の事務に附帯すること。

第百四十一條の二中「第百十八條の二」を「第百十八條の四」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十二月一日から適用する。

告　示

◉**電波監理委員会告示第二千二百四号**

うしほ丸無線局の通信の相手方は、昭和二十六年七月二十四日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五一六一号
二　免許人の氏名　倉松良八
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　須崎漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　うしほ丸(主たる停泊港　清水(高知県))
九　呼出符号及び呼出名称　JACE　くらまつうしほまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　一、五七〇　一、六八〇　一、五五〇　一、六二〇　一、七〇〇　一、九五〇kc　水晶発振　A二　一五W
A一　一、五七〇　一、六二〇　一、七〇〇　一、九五〇kc　水晶発振　A三　終段抑制格子変調　A一、A二　一〇W
A三　二、七八五kc
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千二百五号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月九日　第一二四四号　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月九日　第一二四四号
二　免許人の名称　日本放送協会
三　無線局の種別　テレビジョン中継装置の研究及び電波伝ぱんの実験を行う。
四　無線局の目的　自局の受信設備
五　通信の相手方　実験に必要な事項
六　通信事項　昭和二十八年十一月八日
七　免許の有効期限　移動体の種別　可搬
八　設置場所　移動範囲　関東及び東海地方
常置場所　東京都世田谷区鎌田町四四〇番地　東経一三九度三七分　北緯三五度三八分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JO2D　F五　四、〇〇〇Mc　クライストロン　特殊　二W
十　空中線の型式及び構成　ほう物反射鏡付スリット
十一　運用許容時間　常時
十二　その他　周波数帯幅の許容値は、二〇〇Mcとする。

◉**電波監理委員会告示第二千二百六号**

第二厚生丸無線局の免許人及び主たる停泊港は、昭和二十六年六月四日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十二月五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一一三四号
二　免許人の名称　大都魚類株式会社
三　無線局の種別　漁船の船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　三崎漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期間　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第二厚生丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号及び呼出名称　JHIH　にこうこうせいまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　一、五七〇　一、六二〇　一、七〇〇　一、九五〇kc　三七五kc　四二五kc　第一装置　主発振　第一装置　リップル変調　A一、A二　但し、三七〇kc、五、五二〇kc、八、三二五kc は一〇〇W　三五W
A一　一、五七〇　一、六二〇　一、七〇〇　一、九五〇kc　三、五二〇kc　第二装置　水晶発振　第二装置　終段抑制格子変調　A二、A三
A三　二、七八五kc
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千二百七号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第三二一〇号
二　免許人の名称　大光商船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　大光商船株式会社所属船舶局、地方電気通信取扱局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　大玄丸(主たる停泊港　大阪)
九　呼出符号　JIIF
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六八kc　五〇〇kc　水晶発振　リップル変調　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千二百八号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第三三二四号
二　免許人の名称　図南汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　図南汽船株式会社所属船舶局、地方電気通信取扱局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　陽春丸(主たる停泊港　神戸)
九　呼出符号　JBWD
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六八kc　五〇〇kc　主発振　リップル変調　五〇W
A一　一、五七〇　一、六二〇　一、七〇〇　一、九五〇kc　三、五二〇kc　主発振　リップル変調　一二五W
補助装置　A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六八kc　五〇〇kc　主発振　リップル変調　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　八時間

◉**電波監理委員会告示第二千二百十号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年九月十日　第五一七〇号　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月五日
二　免許人の氏名　中島虎治
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月九日
八　設置場所　第七盛幸丸(主たる停泊港　室戸)
九　呼出符号及び呼出名称　JEON　だいなせいこうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六八kc　五〇〇kc　主発振　リップル変調　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第二千二百九号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第三四一一号
二　免許人の名称　大阪商船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　大阪商船株式会社所属船舶局、地方電気通信取扱局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　大理丸(主たる停泊港　大阪)
九　呼出符号　JLYK
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六八kc　五〇〇kc　主発振　リップル変調　一二五W
A一　一、五七〇　一、六二〇　一、七〇〇　一、九五〇kc　三、五二〇kc　主発振　リップル変調　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　八時間

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一 一、九〇〇kc 三、七〇〇kc 五、五〇〇kc 水晶発振 A二、A三 終段抑制格子変調 A一、A二、A三 一、五〇〇kc 二、五〇〇kc 三、〇〇〇kc
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千二百十一号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月五日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年九月十八日 第六五六九号
二 免許人の名称 大東水産株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 羅岡、唐津の各漁業用海岸局、大東水産株式会社所属漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信、船舶の航行に関する事項
七 免許の有効期限 昭和三十一年九月十七日
但し、無線電信については無期限
八 設置場所 第二十八大東丸(主たる停泊港 唐津)
九 呼出符号及び呼出名称 JMVB だいにじゅうはちだいとうまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二、 四、二五kc 一、〇〇〇kc 一、八〇〇kc 一、六〇〇kc 二、四五〇kc 二、九〇〇kc 水晶発振 A二 リップル変調 A一、A二、A三 一、三〇〇kc 一、五〇〇kc 二、〇〇〇kc 二、五〇〇kc 三、〇〇〇kc 終段抑制格子変調 A一、A二、A三 五〇WW
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千二百十二号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月五日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第五一一五号
二 免許人の氏名 太田明次
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第一芙蓉丸(主たる停泊港 安田)
九 呼出符号及び呼出名称 JGDZ おおただいいちしようふくまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二、A三 一、五七〇〇kc 一、六二〇〇kc 水晶発振 A二、A三 終段抑制格子変調 A一、A二、A三 三〇W 一五W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千二百十三号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月五日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年七月二十八日 第七五五〇号
二 免許人の氏名 尾崎栄吉
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 八戸、釧路の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年七月二十七日
八 設置場所 第十漁福丸(主たる停泊港 八戸)
九 呼出名称 だいじゅうりようふくまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 一、六二〇〇kc 二、六五〇〇kc 二、七八五〇kc 水晶発振 終段抑制格子変調 二五W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千二百十四号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十六年十二月五日 電波監理委員会委員長 富安・謙次
一 承認を受けた者 海上保安庁
二 承認の年月日及び番号 昭和二十六年九月三日 第七五四八号
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所属青森海岸局、同所属船舶局
六 通信事項 海上保安庁法第二條第一項に規定する事務に関する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年九月二日
八 設置場所 はつはる(主たる停泊港 青森)
九 呼出名称 じゅんしせんはつはる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 二、一四〇kc 水晶発振 終段抑制格子変調 二・五W
十一 空中線の型式及び構成 T型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千二百十五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月五日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年九月十四日 第七五五二号
二 免許人の氏名 鈴木七郎

三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 石巻、塩釜の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年九月十三日
八 設置場所 第八大浜丸(主たる停泊港 塩釜)
九 呼出符号及び呼出名称 JCYP だいはちおおはまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二 三、七五〇kc 五、五〇〇kc 一、九〇〇kc 一、五〇〇kc 水晶発振 A二 リップル変調 A一、A二、A三 三、七〇〇kc 五、五〇〇kc 一、九〇〇kc 一、六〇〇kc 二、四五〇kc 二、七八五kc 終段抑制格子変調 A一、A二、A三 五〇WW
A三
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千二百十六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月五日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三二一四号
二 免許人の名称 巴組汽船株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 巴組汽船株式会社所属船舶局、地方電気通信取扱局
六 通信事項 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第二巴丸(主たる停泊港 大阪)
九 呼出符号 JGSB
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二 三七五kc 四〇〇kc 四二〇kc 四六〇kc 五〇〇kc 水晶発振 リップル変調 五〇W
十一 空中線の型式及び構成 T型、傾斜型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千二百十七号
大宮丸無線局の免許人は、昭和二十六年六月十八日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十六年十二月五日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第五一一一号
二 免許人の名称 大鑛海運株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、大鑛海運株式会社所属船舶局
六 通信事項 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 大宮丸(主たる停泊港 宇知)
九 呼出符号 JAQW
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二 三七五kc 四〇〇kc 四二五kc 五〇〇kc 主発振 リップル変調 五〇W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型、傾斜型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第千二百十八号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月五日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第五〇七七号
二 免許人の氏名 山本武男
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八 設置場所 第八号幸丸(主たる停泊港 室戸)
九 呼出符号及び呼出名称 だいはちさちまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一 三、七〇〇kc 五、五〇〇kc 八、三七五kc 第一装置 主発振 A一、A二、A三 四、二五kc 五、〇〇〇kc 五、八〇〇kc 第二装置 水晶発振 A二 リップル変調 A三 終段抑制格子変調 A一、A二、A三 一、六〇〇kc 一、九五〇kc 但し、三、七〇〇kc、八、三二五kcは一〇〇W 四〇W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千二百十九号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十二月五日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第五〇七八号
二 免許人の氏名 亀井盛一
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信

七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限

十九　八　設置場所　笠十三生吉丸(主たる停泊港　逗川)
呼出符号及び呼出名称　JGJH　にしべつだいじゆうさんすえよしまる

九　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一　A一、A二　五三、七〇〇　六二、八八、九五五、五四、二六、四五、五四、七一、八〇、三八、〇〇、五〇〇〇〇　kckckck

十一 運用中継の型式及び構成 時間 常時 逆L型 空中線 A三 水晶発振 終段制御格子変調 二五 WW

十 運用 空中線の型式及び構成 時間 常時 逆L型 空中線 A三 水晶発振 終段制御格子変調 二五 WW

十一 運用 空中線の型式及び構成 時間 常時 逆L型 空中線 A二、A二、

◉電波監理委員会告示第二千二百三十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇七九号
二　免許人の氏名　毛利賢吉
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第六大丸(主たる停泊港　室戸)
九　呼出符号及び呼出名称　JCSN　もうりだいろくだいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一	三、七〇〇kc	第一装置	A二 リップル変調
	五、五〇〇kc	主発振	A三 終段抑制格子変調
	八、三〇〇kc	水晶発振	
A一、A二	四、二〇〇kc	第二装置	
	三、七五〇kc	水晶発振	
	一、五五〇kc		
	一、九八〇kc		
A三	一、六〇〇kc		
	一、九五〇kc		

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉法務府告示第四百六十五号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によって、日本国籍を離脱した。

昭和二十六年十二月五日　法務総裁　大橋　武夫

本籍　東京都荒川区上通二丁目一番地
住所　東京都世田谷区玉川用賀町二丁目千六百十番地　堀本　美子
昭和七年九月二十一日生
本籍　長野県埴科郡松代町大字東條三千四十番二号地
住所　東京都新宿区西落合一丁目三百二十八番地　中沢　政男
昭和十九年十一月四日生

◉大蔵省告示第千八百三十五号

酒税法施行規則(昭和十五年勅令第百四十五号)第十六條第一項の規定に基き、酒類の級別及び類別の決定に関する告示(昭和十八年四月大蔵省告示第百三十五号)の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月五日　大蔵大臣　池田　勇人

別表二勇躍の項中「勇躍」を「勇花の友」に、同表颯爽の項中「颯爽」を「颯爽菊白梅盛錦」に改める。

同表中新婁吉野川の項の次に次の一項を加える。

朝日桜　同　朝日酒類工業株式会社

◉大蔵省告示第千八百三十六号

連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十五條第一項の規定により、電気通信大臣に対し、左に掲げる事項を通知した。

昭和二十六年十二月五日　大蔵大臣　池田　勇人

一　返還請求権者の名称及び事務所
日本カタン糸株式会社　大阪府大阪市東区平野町五丁目十三番地
二　政府所有の電話施設として提供されるべき電話設備の設置場所
大阪府大阪市東区平野町五丁目十三番地　日本カタン糸株式会社
三　返還期日　昭和二十六年十二月十五日
四　政府所有の電話施設として提供されるべき電話機の数
一　口
五　返還要求による電話加入権の現在における状態
大阪府大阪市東区町二丁目三十番地　大阪船場局　四九番　後田附株式会社

◉大蔵省告示第千八百三十七号

連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十五條第一項の規定により、電気通信大臣に対し、左に掲げる事項を通知した。

昭和二十六年十二月五日　大蔵大臣　池田　勇人

一　返還請求権者の名称及び事務所
ゼー・エル・タムソン・アンド・カムパニー(リテイル)リミテッド　兵庫県神戸市神戸区海岸通一丁目三番地
二　政府所有の電話施設として提供されるべき電話設備の設置場所
兵庫県神戸市生田区京町七十九番地　日本ビルディング七一二のB号室　ジェッタ・ケイ・ムルジャニー方
三　返還期日　昭和二十六年十二月十五日
四　政府所有の電話施設として提供されるべき電話機の数
一　口
五　返還要求に係る電話加入権の現在における状態
兵庫県神戸市生田区加納町五丁目百四十一番地　神戸葦合局　六二七番　柏木慶蔵

◉電波監理委員会告示第二千二百三十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第五〇八〇号
二　免許人の氏名　釣井堅一郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第三良栄丸(主たる停泊港　室戸)
九　呼出符号及び呼出名称　JLWU　だいさんりょうえいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一	三、七〇〇kc	第一、第二	A二 リップル変調
	五、五〇〇kc	装置	A三 終段抑制格子変調
	八、三〇〇kc	水晶発振	
A一、A二	四、二〇〇kc		
	三、七五〇kc		
	一、五五〇kc		
	一、九八〇kc		
A三	一、六〇〇kc		
	一、九五〇kc		

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉大蔵省告示第千八百三十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、老田農協さつき定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月五日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　老田農協さつき定期貯金
二　條件
㈠　契約期間　六月
㈡　預入金額　一口二千円
㈢　利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月六日から同月二十五日まで。
四　割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五百個をもって一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	二、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	二
二等	五〇〇	四
三等	三〇〇	八
四等	一〇〇	一五
五等	三一	四七〇
計		五〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月五日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年一月七日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千八百三十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第二回真庭郡農協割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月五日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第二回真庭郡農協割増金附定期貯金
二　條件
㈠　契約期間　A種　一年　B種　六月
㈡　預入金額　一口千円
㈢　利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月六日から同二十七年一月二十九日まで。
A種、B種とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもって一組とし、各組につき次のとおりとする。
㈠　A種

等級	割増金	当せんの数
一等	一、〇〇〇円	一本
二等	五〇〇	一
三等	一〇〇	一〇
四等	八八九	八八九
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇

㈡　B種

等級	割増金	当せんの数
一等	一、〇〇〇円	一本
二等	三〇〇	五
三等	五〇	六〇
四等	二〇	九三四
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月九日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月十六日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千八百四十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、東京都信用金庫信用組合第八回振興定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月五日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　東京都信用金庫信用組合第八回振興定期預金
二　條件
㈠　契約期間　六月
㈡　預入金額　一口千円
㈢　利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月六日から同二十七年一月三十一日まで。
四　割増金
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもって一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	三〇、〇〇〇円	一本
二等	二、〇〇〇	一
三等	二〇〇	五
四等	一〇〇	一〇
五等	五〇	五〇〇
六等	二〇	九、四八三
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月四日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月九日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千八百四十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條の規定により、第四銀行第五回さかえ積金の細目を次のように定める。

昭和二十六年十二月五日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第四銀行第五回さかえ積金
二　條件
㈠　預金の種類　定期積金
㈡　契約期間　一年
㈢　給付金額　一口六千円
㈣　掛金の金額及び回数　五百円　十二回
㈤　抽せん権
抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附與する。
第一回の抽せんは、第六回までの掛金拂込済の契約をもって、第二回の抽せんは、全掛金拂込済の契約をもって、それぞれ組を編成する。
昭和二十六年十二月六日から同月三十一日まで。
抽せん権三千個をもって一組とし、各組につき次のとおりとする。

㈠第一回抽せん		
等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	三
二等	五〇〇	三〇
三等	五〇	三〇〇
計		三三四
㈡第二回抽せん		
等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇、〇〇〇円	一本
一等	二、〇〇〇	三
二等	五〇〇	六〇
三等	一〇〇	三〇〇
四等	五〇	二、六三六
計		三、〇〇〇

五　抽せん期日　第一回抽せん　昭和二十七年五月二十四日　第二回抽せん　昭和二十七年十一月二十二日
六　割増金の支拂開始期日　当せん決定後七日を経過した日

◉大蔵省告示第千八百四十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第四銀行第十六回ふくふく定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月五日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第四銀行第十六回ふくふく定期預金
二　條件
㈠　契約期間　六月
㈡　預入金額　一口千円
㈢　利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月六日から同二十七年一月三十一日まで。
四　割増金品
鶴の組、亀の組とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権十万個をもって一組とし、各組につき次のとおりとする、但し、ふくふく幸運賞は、重複当せんを認める。

(イ)鶴の組

等級	割増金品	当せんの数
特賞	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇〇、〇〇〇円	一
二等	一〇〇、〇〇〇円	一〇
三等	一、〇〇〇円	一〇〇
四等	一〇〇円	一、〇〇〇
五等	三〇円	一〇、〇〇〇
六等	一五円	八八、八八八
ふくふく幸運賞 かわ製ポストシャツ 一個		一
ふくふく幸運賞 布製ポストシャツ 一個		一
計		一〇〇、〇〇一

(ロ)亀の組

等級	割増金品	当せんの数
特等	三〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇円	一
二等	五〇〇円	一〇
三等	一〇〇円	一〇〇
四等	五〇円	一、〇〇〇
五等	一〇円	一〇、〇〇〇
大等		八八、八八八
ふくふく幸運賞 ストシャツ 一個		一
計		一〇〇、〇〇一

五 抽せん期日 昭和二十七年二月九日

六 割増金品の支拂開始期日 昭和二十七年二月十八日

七 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この預金証書の印紙税証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第千八百四十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、北海道相互銀行発足記念定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月五日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 北海道相互銀行発足記念定期預金

二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月六日から同月三十一日まで。
四 割増金品 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金品	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等 記念賞	一個	三〇
二等	五、〇〇〇円	九
三等	三〇〇円	一〇
四等	一〇〇円	一〇〇
五等	四〇円	一、〇〇〇
計		一〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年一月十四日

六 割増金品の支拂開始期日 昭和二十七年一月二十三日

七 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この預金証書の印紙税証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第千八百四十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、八幡浜信用金庫第一回割増金附お多福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月五日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 八幡浜信用金庫第一回割増金附お多福定期預金

二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月七日から同二十七年一月二十四日まで。
四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	三〇、〇〇〇円	一本
一等	三、〇〇〇	一
二等	一、〇〇〇	五
三等	五〇〇	五
四等	一〇〇	四〇
五等	五〇	一〇〇
六等	一五	四、八四八
計		五、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年二月三日

六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年二月五日

七 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この預金証書の印紙税証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第千八百四十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により割増金附北海信用組合新星定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月五日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 割増金附北海信用組合新星定期貯金

二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口五百円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十二月七日から同二十七年一月二十一日まで。
四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	三
三等	五〇〇	六
四等	三〇〇	三五〇
五等	一〇	九、六四〇
計		一〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年一月三十日

六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年二月五日

七 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この預金証書の印紙税証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第千八百四十六号

連合国財産である株式の回復に関する政令(昭和二十四年政令第三百十号)第七條第一項の規定により、次の特定株式の株券の提出期限を昭和二十六年十二月六日と指定する。

昭和二十六年十二月五日 大蔵大臣 池田 勇人

種類	額面株式(券面額五十円)	数量
日清紡績株式会社株式	乙第八四八六号—乙第八九五四号 第一四七一三号—第一四七二三号は乙号	二百株

◎厚生省告示第二百七十五号

日本油脂健康保険組合は、昭和二十六年十一月二十九日次のとおり主たる事務所の所在地を変更した。

昭和二十六年十二月五日 厚生大臣 橋本 龍伍

変更前 東京都中央区日本橋堀一の九
変更後 東京都千代田区丸ノ内二の三

◎厚生省告示第二百七十六号

鐘紡健康保険組合は、昭和二十六年十一月二十九日次の場所に従たる事務所を設置した。

昭和二十六年十二月五日 厚生大臣 橋本 龍伍

静岡県静岡市東若松町四の二

◎農林省告示第四百三十九号

昭和二十七年度第二水産講習所学生を次のように募集する。

昭和二十六年十二月五日 農林大臣 根本龍太郎

昭和二十七年度に入学させる学生

一 募集人員
漁業学科 約五十名
機関学科 約三十名
製造学科 約五十名
増殖学科 約三十名

二 受験資格
新制高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められた者(認定合格者その他)

三 試験科目
英語、国語、数学、理科

四 試験期日及び場所
(イ)期日 昭和二十七年三月十三日(木)、十四日(金)、十五日(土)
(ロ)試験場 第二水産講習所(下関市吉見町)

五 願書受付期間
昭和二十七年一月二十一日から二月二十日まで。

◎農林省告示第四百四十号

昭和二十六年十一月二十八日、東京都南多摩郡多摩村狐区の廃止を認可したから、狩猟法施行規則(昭和二十五

年農林省令第百八号)第二十九條において準用する同規則第十八條の規定により告示する。

昭和二十六年十二月五日 農林大臣 根本龍太郎

◎運輸省告示第三百四号

運輸審議会において次のとおり決定があつたから、運輸審議会一般規則(昭和二十四年運輸省令第七十五号)第十條の規定によつて、これを告示する。

昭和二十六年十二月五日 運輸大臣 山崎 猛

冷蔵倉庫の基準料金の設定について

標記について運輸審議会に諮問中のところ、次のとおり答申があつた。

第百六十六号

昭和二十六年十一月九日 運輸審議会会長 木村 隆規

運輸大臣 山崎 猛殿

答申書

冷蔵倉庫の基準料金の設定について

昭和二十六年十月二十三日付港倉第二四七号をもつて諮問の標記の件については、十一月二日東京において聴問会を開催し、水産庁係官、漁業関係業者、青果業者及び冷蔵倉庫業者の意見を聴き、慎重審議の結果、次のとおり答申する。

主文

冷蔵倉庫基準保管料は、別表のとおり定めることが、適当であると認める。

理由

一、冷蔵倉庫の基準保管料設定の趣旨は、昭和二十三年八月十四日付物価庁告示第六百六十七号をもつて定められていた物価統制令による統制額(以下統制額という。)が、昭和二十六年六月三十日限り廃止されたので、倉庫業法第九條及び同法施行規則第十一條第三号に基き基準料金を設定し、冷蔵倉庫業の公正な競争を確保し、寄託者(利用者)を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることにあるのであつて、先に当審議会答申の水面木材倉庫基準保管料(昭和二五、一一、一付)及び普通倉庫基準保管料(昭和二六、九、六付)の設定と同一の趣旨によるものである。

二、この基準料金の性格は確定率と解すべきものでないこと、但し各業者の届出料金は変更届をしない限り確定率であること、寄託者により料金に差別待遇をなすことは不適正とみなすべきことについては、普通倉庫基準保管料の答申において述べたところと同様である。

これらの点については、聴聞会において、利用者側も倉庫業者側も、ともに原則として賛同するところであつた。但し、寄託者側の多くから、この基準料金を中心に各倉庫の立地條件により、また需要の季節に応じて大幅の差異を認むべきこと、また、一水産業者代表から、これを最高価格となし、基準料金以内の取引価格はいずれも適正と認むべきであるとの主張があつた。しかしながら基準料金の性格上、基準料金設定の趣旨に反するような料金は、かりに低率であつたとしても不適正なものと解すべきであることはいうまでもないところである。

もつとも、料率で全国一率であり、立地條件は普通倉庫の場合以上に大きな要素であるから、各業者の料金が相当基準料率と差異を生ずることは当然のことと考える。

三、諮問書に添付された原価計算書は、標準綜合原価計算方式により、計算対象として冷蔵営業倉庫の全国平均の規模一四六立坪を標準とし、その一立坪当り收容量二一六才、利用率五〇%とし、これが経営に要する総原価は、各費目について、最近の資材単位、給與ベース、固定資産額を基礎として年間約三〇八万円と算定し、これに資本約七九〇万円(自己資本五〇〇万円、借入金二九〇万円)の報酬年七分五厘を加えて、平均一單位当りの標準額を、一期一才につき九円七四銭、一箇月、一立坪につき、二、一〇〇円と算定している。

計算の対象としての規模、一立坪当り收容量は、統制額の算定の場合と同一であり、利用率は統制額の算定の際とつた四三%を最近の実績によつて引き上げたものである。

事業経営の規模を全国平均にとつたことが、能率的経営下の原価算定の基礎として、妥当であるか否かは議論の余地があるが、冷蔵倉庫の需要は各地において大差があるから一応一四六立坪を採用することはやむを得ないことと思われる。しかし、この点はA、B、C各級について能率経営の規模に関して一層の検討が望ましい。

また資本額はやや多きに過ぎるが、原価に大きな影響を與える程度ではない。報酬は水面木材倉庫基準保管料及び普通倉庫基準保管料と同一の趣旨によるものである。

四、級別一單位当りの額は、前項による平均額を基礎とし、級別立坪の割合を同一とみなし、級別の比率をA級の一に対し、B級及びC級をそれぞれ〇・七及び〇・五として、それぞれの基準額を算定すると、統制額に比して、一般保管料率において三〇%前後、坪貸料率において四〇%弱の引上となる。

しかしながら、原案は、寄託物の負担力がおおむね低い点を考え、兼業の場合の共通費の配賦を冷蔵倉庫に軽減すること及び割増規定の適用による收入増加を期待し、基準料金としては、一〇%程度の引上に止めようというのである。

右の算定方法は、統制額の算定において採用されたところと同一であつて妥当と考えられる。級別比率について、C級が原価の比率より低率であると考えられるけれども、後述のように聴聞会において、寄託者側から述べられたC級品の負担力の低い点、及びC級倉庫が貯氷庫に併用されて利用率が割合に高い点を考えるときは、この比率は従来の取引慣習によるものであつて、倉庫業者側においても承認する旨が聴聞会で述べられた。

五、値上率を最少限度に止めることの希望が、聴聞会において寄託者側から述べられた。特に国民生活必需の低価魚類、近年値下りをきたして負担力の低下した青果物、輸出相手国の関税引上機運にある、かんづめ原料魚類の負担軽減が主張された。

原案は前記のように極力値上率をおさえようとするものであり、特にC級品については、負担力に考慮が拂われている点から考えるときは、統制額制定後の諸物価の騰貴状況から見て一〇%程度の引上となることは、事業の健全な発達を図る上においても妥当なものと考える。

六、負担力に関連し、能量率のみによる料率を、普通倉庫基準保管料のように従価率を併用する提案が、聴聞会において、水産庁係官、寄託者側の多くから述べられた。適正な従価率の設定のためには、普通倉庫基準保管料の答申において述べたように従価率、能量率の割合、各貨物間従価率の均衡、寄託申込価格の査定等に相当の困難を伴い、多くの日時を要するものと認められるので、価格変動の著しい現状においては、長い間の取引慣習である能量率のみによることが適当と考えた。

七、地域により料金に差等を設けることの適否については、聴聞会において、魚類関係者からは積極的に、特に同一地域においても、立地條件の不便なものを低率に付べきことが主張され、青果業者の一部からは、りんご生産者の声をも反映して、都市により料金に差があるときは出荷が偏在することにもなるとて消極的意見が述べられ、また倉庫業者からは、立地條件の不便なものは利用率が低く原価高となるとて消極的意見が述べられた。

この点について当審議会は、基準料金としては、差等を設けないことが、かえつて個々の地域及び立地條件の実情に即した運用を期待できるものと考える。水面木材倉庫基準保管料と同様、全国一本建の原案を適当であると認めた。

八、寄託品の級と倉庫(室)の級とは、原則として一致するのであるが、聴聞会において明らかにされたところによると、特に京浜地方においては、C級倉庫の需要に対する供給不足のために、下級品を上級倉庫に保管する場合があり、この場合の料率は倉庫の級により適用し、場合により割引をなしている実情にあるので、原案の字句を修正し、料率はすべて倉庫の級によることを明らかにした。

但し、下級品の負担力から考え、上級倉庫に下級品を保管した場合の料金を別個に定めることは基準料金設定の趣旨に反しないものであり、適正なものとして取り扱うべきものと認める。

九、割引については、聴聞会において、寄託者側から前記のように、地域特に立地條件によるもの、下級品の上級倉庫保管の場合のものほかに、季節による割引、長期間継続保管の場合の割引、大口取引の場合の割引を設定すべき希望が述べられた。

これらについては正規の手続により届け出られた適正なものであり特に寄託者による差別待遇とならぬものであれば、なんら基準料金の性格に反するものでないと認める。

十、高価品、薬品割増は、原案では二〇割以内となつているが、かさ高貨物等の割増との均衡及びこれらのうちには小口割増、一〇割と併用されるときは著しく高額となるものができるので、一〇割に引き下げることに修正することが適当と認めた。

なお高価品については、差別待遇防止の見地から具体的にその基準価額を明らかにするよう措置されることを要望する。

（別表）

冷蔵倉庫基準保管料

一、適用規定

㈠ 一般保管料は暦日によつて月始めから十五日までと、十六日から月末までとをそれぞれ一期として計算する。

㈡ 一般保管料は寄託物の才積又は重量による各算出額のうち、いずれか大なる方による。但し、商慣習のあるものはこれによる。

寄託物の才数は、荷造包装の外部からはかつた才積とする。

寄託物の貫数は、風袋込皆掛重量とする。

一個一才又は三貫未満のものは、それぞれ一才又は三貫として計算する。但し、ばら物はこの限りでない。

㈢ 坪貸の場合の立坪数は、相対する両壁面間の距離と、床上からパイプ下端までの高さとの相乗積をもつて計算する。但し、柱の占める容積を除く。

㈣ 庫入及び庫出の日を含め三日以内保管の場合は、日割をもつて保管料を計算することができる。この場合の料率は、一日につき一般保管料率の四分の一とする。

㈤ 寄託物の内出し及び見本摘出の場合の手数料は、一口につき二十円とする。

㈥ 予備冷却をする場合は、別に一般保管料一期分の半額を加算する。

㈦ 請求金額に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。

㈧ 一口の保管料が一期につき三十円に満たない場合は三十円とする。

二、料率表

㈠ 一般保管料率（一期料率）

級別	料率	
A級室（華氏零下十度以下）	才に付 一・一〇円	十貫に付 三・三〇円
B級室（A級とC級の中間温度）	八・〇〇	二四・〇〇
C級室（華氏零下二度以上）	五・五〇	一六・五〇

㈡ 坪貸料率（一箇月一立坪料率）

級別	料率
A級室	二、二九〇円
B級室	一、六二〇
C級室	一、一六〇

備考　級別は㈠に同じ。

三、割増

㈠ 一口九〇才又は二七〇貫未満の小口貨物に対しては、一般保管料率の十割増とする。

㈡ 獣鳥肉類であつて懸垂保管をなすものに対しては、一般保管料率の二十割増とする。

㈢ 一室の一部を坪貸する場合は、坪貸料率の一割増とする。

㈣ 左記貨物には、次の割増を附加するものとする。

㈠ かさ高貨物（一個二五才以上）、ばら貨物、積載不適貨物、荷造不完全貨物及び汚損性貨物　十割以内

右の各割増率は、同一の寄託物について併用することができない。

㈡ 高価品及び薬品　十割以内

㈢ 割増が重複する場合は、各割増率を合算して、一般保管料に乗ずるものとする。

◉電気通信省告示第二百五十一号

次の無線電報取扱所の施設事項を下記の日から変更した。

昭和二十六年十二月五日　電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	変更事項	現在	新	変更年月日
光栄丸無線電報取扱所	位置	三光汽船株式会社所属汽船光栄丸	甘糟産業株式会社所属汽船光栄丸	昭和二六、三、二
伝送上の名称	（和文）	サンコウ　コウ	アマカス　コウ	同
	（欧文）	KOEIMARU/JHGB	KOEIMARU/JHGB	
佐賀丸無線電報取扱所	位置	三光汽船株式会社所属汽船佐賀丸	小谷汽船株式会社所属汽船佐賀丸	二六、一〇、二六
伝送上の名称	（和文）	サンコウ　サガ	コタニ　サガマ	同
	（欧文）	SAGAMARU/JGJB	SAGAMARU/JGJB	

◉郵政省告示第四百七十七号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十六年十二月一日から次の郵便局を移転、改称した。

昭和二十六年十二月五日　郵政大臣　佐藤　栄作

現名称	改称	現在位置	移転位置
湯沢田町郵便局	湯沢前森町郵便局	秋田県雄勝郡湯沢町字田町	秋田県雄勝郡湯沢町前森町

◉電気通信省告示第二百五十二号

昭和二十六年十一月十日から、次の郵便局に電話交換業務を開始した。

昭和二十六年十二月五日　電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	位置
浮島郵便局	静岡県駿東郡浮島村

◉島根県告示（保解）第一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第二項及び第四十條に基く森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二條の規定により、次の保安林を解除する。

昭和二十六年十二月五日　島根県知事　恒松　安夫

一、島根県邇摩郡宅野村字牛込二二八九ノ一、一二八九ノ二

以上島根県邇摩郡宅野村藤開茂二郎の申請に係るものであつて、防風林の必要が消滅したものと認めるもの。

二、島根県松江市西尾町大字南尾一五三七

以上島根県松江市西尾町米原義德の申請に係るものであつて、風致林の必要が消滅したものと認めるもの。

三、島根県邇摩郡仁万町字前の浜一九八四、一九八五、一九八六、一九八七ノ一

以上島根県邇摩郡仁万町長服部浅太郎の申請に係るものであつて、防風林の必要が消滅したものと認めるもの。

四、島根県那賀郡川波村大字波子字長山イ一二五三ノ六（但し、台帳九畝歩の内見込三畝二十歩）

以上島根県那賀郡川波村大字波子山藤六郎兵衛の申請に係るものであつて、防風林の必要が消滅したものと認めるもの。

五、島根県安濃郡朝山村大字朝倉字東山谷一八一九ノ二、一八二〇ノ二、一八二一ノ二

以上島根県安濃郡朝山村大字朝倉岩谷勇吉の申請に係るものであつて、魚附林の必要が消滅したものと認めるもの。

正誤

昭和二十六年十一月十日海上保安庁告示（航）第四十五号中九〇七項の見出し中「玛瑙瀬みおびるし設置」は「玛瑙瀬みおびるし設置」の、九一八項の(1)中「141° 33.3′」は「141° 33.0′」の、項外中(392)に関する事項は「(392)事業譲渡」とするはずのいずれも誤り。

海上保安庁官報報告主任

昭和二十六年十一月十日海上保安庁告示（航）第四十五号中九一四項の鵜類中「75ふーゼ」は「76ふーゼ」の誤植

国会事項

○参議院

◉議事日程　十一月三十日の議事日程は左の通り。

議事日程　第二十五号

昭和二十六年十一月三十日（金曜日）

午前十時開議

第一　国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二　軍事裁判受刑者釈放に関する請願（委員長報告）

◉請願書及び陳情書送付　十一月二十九日議院において採択することを議決した戦犯者釈放に関する請願外百三十七件の請願および戦犯関係者の恩赦等に関する陳情外三十六件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

又同三十日議院において採択することを議決した軍事裁判受刑者釈放に関する請願外百二十件の請願および静岡県原町の地域給に関する陳情外一件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

◉議案提出　十一月二十八日議員から左の議案を提出した。

無畜農家解消に関する決議案（北村一男外十九名発議）

又同二十九日議員から左の修正案を提出した。

水産資源保護法案に対する修正案（小林英三外二十八名発議）

◉議案受領　十一月二十八日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

又同二十九日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

裁判所職員臨時措置法案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律

又同二十九日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和二十六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律

恩給法の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

日本国有鉄道法の一部を改正する法律

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

郵便振替貯金法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律

日本専売公社法の一部を改正する法律

租税特別措置法の一部を改正する法律

◉議決通知　十一月二十八日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

所得税法の臨時特例に関する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

糸価安定特別会計法案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案

又同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

所得税法の臨時特例に関する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

文部委員会陳情審査報告書第一号同

特別報告第一号

電力問題に関する特別委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号

電力問題に関する特別委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会請願審査報告書第二号同

特別報告第二号

大蔵委員会陳情審査報告書第二号同

特別報告第二号

又同二十八日委員長から左の報告書を提出した。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案可決報告書

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

昭和二十六年度における国家公務員の特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案可決報告書

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律案可決報告書

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案可決報告書

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案可決報告書

労働委員会請願審査報告書第二号同

特別報告第二号

法務委員会請願審査報告書第二号同

特別報告第二号

法務委員会陳情審査報告書第二号同

特別報告第二号

又同二十九日委員長から左の報告書を提出した。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

日本専売公社法の一部を改正する法律案可決報告書

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
租税特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書
法務委員会請願審査報告書第三号同
特別報告第三号
又同三十日委員長から左の報告書を提出した。
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案修正議決報告書
昭和二十六年度一般会計予算補正（第一号）可決報告書
昭和二十六年度特別会計予算補正（特第一号）可決報告書
昭和二十六年度政府関係機関予算補正（機第一号）可決報告書
人事委員会請願審査報告書第二号同
特別報告第二号
人事委員会陳情審査報告書第二号同
特別報告第二号

◎叙任及び辞令
◎昭和二十六年十二月一日
参議院法制局参事に任ずる　矢部　秀雄
参議院法制局第一部庶務課兼第一部第二課勤務を命ずる（十二月一日）

叙任及び辞令

○総理府

文部事務官　北岡　健二
教育刷新審議会幹事に任命する（十二月一日）

○公益事業委員会

総理府事務官　大堀　弘
公益事業委員会事務局渉外課長郷裕弘海外出張中のところ帰朝につき同課長事務代理を免ずる（十一月十七日）

○北海道開発庁

◎昭和二十六年十一月一日
高見　敬勝
総理府技官に任命する
総理府技官　早田　英夫
十三級一号俸を給する
同　宮地　末彦
同　友宗　忠雄
同　小野信太郎
同　上戸　斌司
同　木下　真治
同　古閑　正孝
（各通）
十二級一号俸を給する（以上九月一日）
総理府事務官　岐部喜実男
九級六号俸を給する（十月一日）
総理府技官　高見　敬勝
九級三俸号を給する
北海道開発局勤務を命ずる
（各通）
同　秦　堅三
同　小野　正良
北海道へ出向を命ずる（以上十一月一日）

○法務府

法務府事務官　神原富比古
外務省へ出向を命ずる（十二月一日）

○文部省

◎昭和二十六年十月一日
菊地武直夫
辻部政太郎
重名　潔
滝見吉之助
（各通）
文部教官に任命する
◎昭和二十六年十月二十日
谷村　清三
文部教官に任命する
◎昭和二十六年十一月一日
中村　嘉平
鈴木　重隆
岡崎　茂
（各通）
河野　通匡
篠崎　侑一
大谷　政敬
蔦家　二枝
文部教官に任命する
文部教官　沖田　実
文部技官
願により本官を免ずる（九月三十日）
菊地武直夫
北海道大学教授に補する
同
（各通）
大阪大学教授に補する
同
同
同
同
（各通）
大阪大学助教授に補する
同
同
同
同

○同押第三一九号（同）
一、米　換価金　二千七百二十八円五十四銭
一、布袋　一枚
一、風呂敷　一枚
五、手帯　一枚
○同押第三三三号（朴元圭賭博事件）
二、花札　四五枚
○同押第三三四号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　二千九百九十五円三十一銭
二、木綿袋　二枚
三、箱　二個
四、南京袋　一枚
○同押第三三七号（同）
一、米　換価金　九千一百二十四円九十四銭
二、風呂敷　五枚
三、布袋　二三枚
四、紙袋　一枚
五、厚紙箱　一個
○同押第三四五号（同）
二、米　換価金　一千六円四十銭
○同押第三五八号（同）
一、米　換価金　八千一百九十七円
二、竹籠　三個
三、麻袋　六枚
四、リュックサック　二個
五、布袋　一七枚
六、風呂敷　七枚
○同押第三五九号（同）
一、焼酎　換価金　一百六円二十銭
二、氷枕　四個
三、ボール箱　一個
四、風呂敷　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
小林区検察庁
○昭和二十六年領第九九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、手提籠　一ケ
二、木綿袋　一ケ
三、同保第五八号（同）
○同保第五九号（同）
一、換価金　二百八十七円
八百二十九円三十二銭
一、同保第五九号（同）
同　三百五十二銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
福岡地方検察庁飯塚支部
○昭和二十三年領第二〇三号（大川一美窃盗並詐欺事件）
一、国防色上衣　一枚
○同領第一六一号（森松一人横領並窃盗事件）
一、立会封金　二百四十円十五銭
○昭和二十五年領第四六〇号（三田克己殺人事件）
一、衣類　二枚
○昭和二十六年領第一五二号（氏名不詳公務執行妨害事件）
二、印鑑　一個
手帳　一冊

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
松江地方検察庁西郷支部
○昭和二十二年押第六〇号（春木秀夫臨時物資需給調整法違反事件）
一、するめいか　換価金　一千四十六円九十銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
西郷区検察庁
○昭和二十三年押第五八号（野津幸太郎臨時物資需給調整法違反事件）
一、するめいか　換価金　一百二十円九十銭
○昭和二十三年押第一七九号（山本駿教物価統制令違反事件）
一、同　三千五百五十九円五十銭
二、小豆　同　三百五十二円二十六銭
○昭和二十三年押第二一五号（斎藤米久食糧管理法違反事件）
一、同　三百二十六円十六銭

左記食糧管理法違反事件押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
六日町区検察庁
二十六年押番号　換価金　犯人氏名
一五一三　八九九　不詳
一五一四　六、三三九
一五一五　一、九七八
一五一六　一、四一九
一五一七　一、七五〇
一五一八　一、五六一
一五一九　一、六一五
一五二〇　一、一三五
一五二一　一、六〇九
一五二二　一、二五八
一五二三　四、一箇
一五二四　五、二九九
一五二五　九九四
一五二六　一、八九二

一五二七　八六九
一五二八　八六九
一五二九　一箇
一五二八　リュックサック　四、八〇七
一五二九　〃
一五二八　〃
一五二七　〃
一五二六　〃
一五二五　〃
一五二四　〃
一五二三　〃
一五二二　〃
一五二一　〃
一五二〇　〃
一五一九　〃
一五一八　〃
一五一七　〃
一五一六　〃
一五一五　〃
一五一四　〃
一五一三　〃
一五一二　〃
一五一一　〃
一五一〇　〃
一五〇九　〃
一五〇八　〃
一五〇七　〃
一五〇六　〃
一五〇五　〃
一五〇四　〃
一五〇三　〃
一五〇二　〃
一五〇一　〃
一四九九　〃
一四九八　〃
一四九七　〃
一四九六　〃
一四九五　〃
一四九四　〃
一四九三　〃
一四九二　〃
一四九一　〃
一四九〇　〃
一四八九　〃
一四八八　〃
一四八七　〃
一四八六　〃
一四八五　〃
一四八四　〃
一四八三　〃
一四八二　〃
一四八一　〃
一四八〇　〃
一四七九　〃
一四七八　〃
一四七七　〃
一四七六　〃
一四七五　〃
一四七四　〃
一四七三　〃
一四七二　〃
一四七一　〃
一四七〇　〃
一四六九　〃
一四六八　〃
一四六七　〃
一四六六　〃
一四六五　〃
一四六四　〃
一四六三　〃
一四六二　〃
一四六一　〃
一四六〇　〃
一四五九　〃
一四五八　〃
一四五七　〃
一四五六　〃
一四五五　〃
一四五四　〃
一四五三　〃
一四五二　〃
一四五一　〃
一四五〇　〃
一四四九　〃
一四四八　〃
一四四七　〃
一四四六　〃
一四四五　〃
一四四四　〃
一四四三　〃
一四四二　〃
一四四一　〃
一四四〇　〃
一四三九　〃
一四三八　〃
一四三七　〃
一四三六　〃
一四三五　〃
一四三四　〃
一四三三　〃
一四三二　〃
一四三一　〃
一四三〇　〃
一四二九　〃
一四二八　〃
一四二七　〃
一四二六　〃
一四二五　〃
一四二四　〃
一四二三　〃
一四二二　〃
一四二一　〃
一四二〇　〃
一四一九　〃
一四一八　〃
一四一七　〃
一四一六　〃
一四一五　〃
一四一四　〃
一四一三　〃
一四一二　〃
一四一一　〃
一四一〇　〃
一四〇九　〃
一四〇八　〃
一四〇七　〃
一四〇六　〃
一四〇五　〃
一四〇四　〃
一四〇三　〃
一四〇二　〃
一四〇一　〃
一四〇〇　〃
一三九九　〃
一三九八　〃
一三九七　〃
一三九六　〃
一三九五　〃
一三九四　〃
一三九三　〃
一三九二　〃
一三九一　〃
一三九〇　〃
一三八九　〃
一三八八　〃
一三八七　〃
一三八六　〃
一三八五　〃
一三八四　〃
一三八三　〃
一三八二　〃
一三八一　〃
一三八〇　〃
一三七九　〃
一三七八　〃
一三七七　〃
一三七六　〃
一三七五　〃
一三七四　〃
一三七三　〃
一三七二　〃
一三七一　〃
一三七〇　〃
一三六九　〃
一三六八　〃
一三六七　〃
一三六六　〃
一三六五　〃
一三六四　〃
一三六三　〃
一三六二　〃
一三六一　〃
一三六〇　〃
一三五九　〃
一三五八　〃
一三五七　〃
一三五六　〃
一三五五　〃
一三五四　〃
一三五三　〃
一三五二　〃
一三五一　〃
一三五〇　〃
一三四九　〃
一三四八　〃
一三四七　〃
一三四六　〃
一三四五　〃
一三四四　〃
一三四三　〃
一三四二　〃
一三四一　〃
一三四〇　〃
一三三九　〃
一三三八　〃
一三三七　〃
一三三六　〃
一三三五　〃
一三三四　〃
一三三三　〃
一三三二　〃
一三三一　〃
一三三〇　〃
一三二九　〃
一三二八　〃
一三二七　〃
一三二六　〃
一三二五　〃
一三二四　〃
一三二三　〃
一三二二　〃
一三二一　〃
一三二〇　〃
一三一九　〃
一三一八　〃
一三一七　〃
一三一六　〃
一三一五　〃
一三一四　〃
一三一三　〃
一三一二　〃
一三一一　〃
一三一〇　〃
一三〇九　〃
一三〇八　〃
一三〇七　〃
一三〇六　〃
一三〇五　〃
一三〇四　〃
一三〇三　〃
一三〇二　〃
一三〇一　〃
一三〇〇　〃
一二九九　〃
一二九八　〃
一二九七　〃
一二九六　〃
一二九五　〃
一二九四　〃
一二九三　〃
一二九二　〃
一二九一　〃
一二九〇　〃
一二八九　〃
一二八八　〃
一二八七　〃
一二八六　〃
一二八五　〃
一二八四　〃
一二八三　〃
一二八二　〃
一二八一　〃
一二八〇　〃
一二七九　〃
一二七八　〃
一二七七　〃
一二七六　〃
一二七五　〃
一二七四　〃
一二七三　〃
一二七二　〃
一二七一　〃
一二七〇　〃
一二六九　〃
一二六八　〃
一二六七　〃
一二六六　〃
一二六五　〃
一二六四　〃
一二六三　〃
一二六二　〃
一二六一　〃
一二六〇　〃
一二五九　〃
一二五八　〃
一二五七　〃
一二五六　〃
一二五五　〃
一二五四　〃
一二五三　〃
一二五二　〃
一二五一　〃
一二五〇　〃
一二四九　〃
一二四八　〃
一二四七　〃
一二四六　〃
一二四五　〃
一二四四　〃
一二四三　〃
一二四二　〃
一二四一　〃
一二四〇　〃
一二三九　〃
一二三八　〃
一二三七　〃
一二三六　〃
一二三五　〃
一二三四　〃
一二三三　〃
一二三二　〃
一二三一　〃
一二三〇　〃
一二二九　〃
一二二八　〃
一二二七　〃
一二二六　〃
一二二五　〃
一二二四　〃
一二二三　〃
一二二二　〃
一二二一　〃
一二二〇　〃
一二一九　〃
一二一八　〃
一二一七　〃
一二一六　〃
一二一五　〃
一二一四　〃
一二一三　〃
一二一二　〃
一二一一　〃
一二一〇　〃
一二〇九　〃
一二〇八　〃
一二〇七　〃
一二〇六　〃
一二〇五　〃
一二〇四　〃
一二〇三　〃
一二〇二　〃
一二〇一　〃
一二〇〇　〃
一一九九　〃
一一九八　〃
一一九七　〃
一一九六　〃
一一九五　〃
一一九四　〃
一一九三　〃
一一九二　〃
一一九一　〃
一一九〇　〃
一一八九　〃
一一八八　〃
一一八七　〃
一一八六　〃
一一八五　〃
一一八四　〃
一一八三　〃
一一八二　〃
一一八一　〃
一一八〇　〃
一一七九　〃
一一七八　〃
一一七七　〃
一一七六　〃
一一七五　〃
一一七四　〃
一一七三　〃
一一七二　〃
一一七一　〃
一一七〇　〃
一一六九　〃
一一六八　〃
一一六七　〃
一一六六　〃
一一六五　〃
一一六四　〃
一一六三　〃
一一六二　〃
一一六一　〃
一一六〇　〃
一一五九　〃
一一五八　〃
一一五七　〃
一一五六　〃
一一五五　〃
一一五四　〃
一一五三　〃
一一五二　〃
一一五一　〃
一一五〇　〃
一一四九　〃
一一四八　〃
一一四七　〃
一一四六　〃
一一四五　〃
一一四四　〃
一一四三　〃
一一四二　〃
一一四一　〃
一一四〇　〃
一一三九　〃
一一三八　〃
一一三七　〃
一一三六　〃
一一三五　〃
一一三四　〃
一一三三　〃
一一三二　〃
一一三一　〃
一一三〇　〃
一一二九　〃
一一二八　〃
一一二七　〃
一一二六　〃
一一二五　〃
一一二四　〃
一一二三　〃
一一二二　〃
一一二一　〃
一一二〇　〃
一一一九　〃
一一一八　〃
一一一七　〃
一一一六　〃
一一一五　〃
一一一四　〃
一一一三　〃
一一一二　〃
一一一一　〃
一一一〇　〃
一一〇九　〃
一一〇八　〃
一一〇七　〃
一一〇六　〃
一一〇五　〃
一一〇四　〃
一一〇三　〃
一一〇二　〃
一一〇一　〃
一一〇〇　〃
一〇九九　〃
一〇九八　〃
一〇九七　〃
一〇九六　〃
一〇九五　〃
一〇九四　〃
一〇九三　〃
一〇九二　〃
一〇九一　〃
一〇九〇　〃
一〇八九　〃
一〇八八　〃
一〇八七　〃
一〇八六　〃
一〇八五　〃
一〇八四　〃
一〇八三　〃
一〇八二　〃
一〇八一　〃
一〇八〇　〃
一〇七九　〃
一〇七八　〃
一〇七七　〃
一〇七六　〃
一〇七五　〃
一〇七四　〃
一〇七三　〃
一〇七二　〃
一〇七一　〃
一〇七〇　〃
一〇六九　〃
一〇六八　〃
一〇六七　〃
一〇六六　〃
一〇六五　〃
一〇六四　〃
一〇六三　〃
一〇六二　〃
一〇六一　〃
一〇六〇　〃
一〇五九　〃
一〇五八　〃
一〇五七　〃
一〇五六　〃
一〇五五　〃
一〇五四　〃
一〇五三　〃
一〇五二　〃
一〇五一　〃
一〇五〇　〃
一〇四九　〃
一〇四八　〃
一〇四七　〃
一〇四六　〃
一〇四五　〃
一〇四四　〃
一〇四三　〃
一〇四二　〃
一〇四一　〃
一〇四〇　〃
一〇三九　〃
一〇三八　〃
一〇三七　〃
一〇三六　〃
一〇三五　〃
一〇三四　〃
一〇三三　〃
一〇三二　〃
一〇三一　〃
一〇三〇　〃
一〇二九　〃
一〇二八　〃
一〇二七　〃
一〇二六　〃
一〇二五　〃
一〇二四　〃
一〇二三　〃
一〇二二　〃
一〇二一　〃
一〇二〇　〃
一〇一九　〃
一〇一八　〃
一〇一七　〃
一〇一六　〃
一〇一五　〃
一〇一四　〃
一〇一三　〃
一〇一二　〃
一〇一一　〃
一〇一〇　〃
一〇〇九　〃
一〇〇八　〃
一〇〇七　〃
一〇〇六　〃
一〇〇五　〃
一〇〇四　〃
一〇〇三　〃
一〇〇二　〃
一〇〇一　〃
一〇〇〇　〃
九九九　〃
九九八　〃
九九七　〃
九九六　〃
九九五　〃
九九四　〃
九九三　〃
九九二　〃
九九一　〃
九九〇　〃
九八九　〃
九八八　〃
九八七　〃
九八六　〃
九八五　〃
九八四　〃
九八三　〃
九八二　〃
九八一　〃
九八〇　〃
九七九　〃
九七八　〃
九七七　〃
九七六　〃
九七五　〃
九七四　〃
九七三　〃
九七二　〃
九七一　〃
九七〇　〃
九六九　〃
九六八　〃
九六七　〃
九六六　〃
九六五　〃
九六四　〃
九六三　〃
九六二　〃
九六一　〃
九六〇　〃
九五九　〃
九五八　〃
九五七　〃
九五六　〃
九五五　〃
九五四　〃
九五三　〃
九五二　〃
九五一　〃
九五〇　〃
九四九　〃
九四八　〃
九四七　〃
九四六　〃
九四五　〃
九四四　〃
九四三　〃
九四二　〃
九四一　〃
九四〇　〃
九三九　〃
九三八　〃
九三七　〃
九三六　〃
九三五　〃
九三四　〃
九三三　〃
九三二　〃
九三一　〃
九三〇　〃
九二九　〃
九二八　〃
九二七　〃
九二六　〃
九二五　〃
九二四　〃
九二三　〃
九二二　〃
九二一　〃
九二〇　〃
九一九　〃
九一八　〃
九一七　〃
九一六　〃
九一五　〃
九一四　〃
九一三　〃
九一二　〃
九一一　〃
九一

○同金一六、〇二〇円
川口製罐所
同
○同金五四、九一七円七七錢
川口幸雄
同
○同金一、一五七円六九錢
奈良鉄軍兵器工業株式会社
同
○同金一六、五〇〇円
播磨合板株式会社
同
○同金二七、七八二円
福第五〇一一工場
同
○同金一、三〇八円五五錢
鳥井金属工業株式会社
同
○同金九、五二〇円
丹羽新興化学株式会社
同
○同金一、〇八二円九〇錢
日本鋲器株式会社
同
○同金三、二三五円三七錢
林製作所
同
○同金四、〇六八円一七錢
芳沢化機工業株式会社
同
○同金二九〇円四九錢
報国鋼業株式会社
同
○同金一八〇円七九錢
安田自動車工業株式会社
同

裁判所公告

○押收物還付公告

松山家庭裁判所西條支部

左記押收物につき少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十五年押第七号（昭和二十五年少第二三三号窃盗保護事件）

一、マフラー　一枚

○昭和二十六年押第二号（昭和二十六年少第三六〇号同）

一、女物セーター　一枚
二、靴下カバー　二足
三、櫛　一箇
四、靴下止　一組
五、石鹸箱　一箇
六、石鹸　一箇
七、歯磨粉　一袋
八、歯ぶらし　一本
九、歯ぶらしケース　一箇

○同押第一五号（同少第五〇六号同）

一、ベンチ　一箇

○同押第三七号（同少第一六一号同）

一、チャック付布製鞄　一箇
二、男物ズボン　一着
三、男革バンド　四本
四、男物冬上衣　一着
五、現金　三百十六円

宮崎家庭裁判所

左記押收物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十四年領第四六号（昭和二四年少第八〇五号窃盗保護事件）

一、古貸本　二冊

○同検第一一二七号（同少第五九六号同）

一、鈴　二箇

○同押第二〇五四号（同少第七五九号同）

一、現金　一〇〇円

○昭和二十五年検第七九号（昭和二五年少第二二号同）

一、現金　四、二〇〇円
二、煙草　二本
三、マッチ　一箱

○同領第二二号（同少第七七号虞犯保護事件）

一、現金　一〇〇円三四錢
二、チャック付赤色花模様布製財布　一箇
三、ボタン　四箇
四、縫針　九本
五、チャック付赤地青色模様布製財布　二箇
六、化粧用紅　一箇
七、チャック付小豆色地青色花模様布製財布　一箇
八、煙草　一箇
九、矢部の認印　一箇
一〇、神武大祭大売出福引補助券　三枚
一一、黒皮製鞄口　一箇

○同検第七〇八号（同少第二六五、二六六号窃盗保護事件）

一、ライター　一箇
二、ハーモニカ　二箇
三、鞄　一箇
四、腕時計　一箇
五、腕時計　一箇
○同検第一三一四号（同少第六六六号同）
一、現金　四、〇〇〇円
二、現金　四、〇〇〇円

○同押第一三〇号（同少第八五三号窃盗失物横領保護事件）

雑誌（漫画と読物）　一冊
三、バンツ　一枚
四、便箋紙　一冊
五、子供用靴　一足
七、丸頭シャツ　一枚
九、書色布靴　一足
一〇、半ズボン　一枚
二〇、浴用石鹸　二箇

○同領第一一〇号（同少第九六三、九六四号同）

四、黒ズック　一足

○同検第一一二六号（同少第五五二号同）

一、鞄　一箇
二、腕時計　一箇
○同検第一三一四号（同少第六六六号同）
一、腕時計　一箇
二、現金　四、〇〇〇円

○同押第一三〇号（同少第八五三号窃盗失物横領保護事件）

雑誌（漫画と読物）　一冊
三、バンツ　一枚
四、便箋紙　一冊
五、子供用靴　一足
七、丸頭シャツ　一枚
九、書色布靴　一足
一〇、半ズボン　一枚
二〇、浴用石鹸　二箇

○同領第一一〇号（同少第九六三、九六四号同）

四、黒ズック　一足

○同検第一一二六号（同少第五五二号同）

六八三、六八四号（昭和二六年少第一〇一六、一〇一七、一〇一八、一〇一九号同）

一、ナイフ　一丁

山口家庭裁判所岩国支部

左記押收物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十六年押第五八号（昭和二六年少第四七六号窃盗保護事件）

一、珠那製パット　一箇

○準禁治産宣告

●昭和二十六年（家）第八二二号

本籍及び住所大阪府泉南郡淡輪村大字下利員六五八番地　須藤　時哉

事件本人　須藤三十八年十二月四日生

右の者に対し利害関係人宮田ふぢ及び宮本正木の申立により当裁判所は昭和二十六年十一月十四日浪費者として、準禁治産を宣告した。

昭和二十六年十一月三十日

水戸家庭裁判所太田支部

●昭和二十六年（家）第一二六二号

本籍並びに住所長野県南安曇郡西穂高村大字柏原三千六百七十二番地　三枝　金吾

事件本人　三枝　金吾

大正十年十一月二十日生

当家庭裁判所は長野県南安曇郡西穂高村大字柏原三千六百七十二番地三枝重徳の申立により右事件本人に対し昭和二十六年十一月八日準禁治産を宣告した。

昭和二十六年十一月二十九日

長野家庭裁判所松本支部

●昭和二十六年（家）第八六八号

本籍大分県直入郡白丹村大字白丹千八百九十一番地、住所大分県宇佐郡豊川村大字中原四百十番地　高橋　清流

事件本人　高橋　清流

明治三十一年三月七日生

右の者に対し大分県宇佐郡豊川村大字中原四百十番地配偶者高橋シズノからの申立により事件本人を心神耗弱者と認めて準禁治産を宣告する。

昭和二十六年十月二十九日

大分家庭裁判所中津支部

○公示催告

●昭和二十六年（ハ）第七四六号

福岡県小竹町三六五三　原賀仁三郎

申立人　原賀仁三郎

右代理人　小田　信吉

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年六月三日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十月二十九日

東京簡易裁判所　裁判官　菅野保之

（別紙）

株券目録

日本化成工業株式会社株式百株券一枚

額面金額　五千円
一株の拂込金額　五千円
記号、番号　戊第二一二一九号
発行者　日本化成工業株式会社取締役社長桑山時一郎
発行年月日　昭和二十五年九月一日
最終名義人　鵜野宗十
日本ピストンリング株式会社株式五十株券二枚
額面金額　二千五百円
一株の拂込金額　五十円
記号、番号　ろ乙第四四九四号
発行者　日本ピストンリング株式会社取締役社長鈴木友訓
発行年月日　昭和十八年九月十日
最終名義人　押田武雄

●昭和二十六年（ハ）第七四九号

兵庫県有馬郡三田町四二六〇番地の五　高橋彌太郎

申立人　高橋彌太郎
右代理人　本田　実

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年六月三日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月一日

東京簡易裁判所　裁判官　菅野保之

（別紙）

株券目録

三井化学工業株式会社株式二百株百株券二枚

記号番号　ろ新甲自第一一五八七号至第一一五八八号
一株の金額　金五十円
額面金額　金五千円
発行年月日　昭和二十五年三月一日
最終名義人　山一証券株式会社大阪支店取締役支店長志村正治
最終所持人　高橋彌太郎

○失踪宣告

●昭和二十六年（家）第一〇二号

本籍並びに最後の住所山口県下関市大字田中町一番地　力石　操

不在者　力石　操
大正二年十二月十日生

右の者に対し力石慶治郎の申立により当裁判所は不在者は昭和十二年五月十七日死亡したものと看做して失踪を宣告した。

昭和二十六年十月二十二日

山口家庭裁判所下関支部

●本籍並びに最後の住所佐賀県神埼郡運池町大字小松三八三番地　野田　友三

不在者　野田　友三
大正二年七月二十八日生

右の者に対し利害関係人野田友次の申立により当裁判所は昭和十六年三月六日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年九月十三日

佐賀家庭裁判所

●本籍諏早市大字大渡野古場名七九五番地、最後の住所満州牡丹江省東寧県東寧　下坂　シマ

不在者　下坂　シマ
大正六年一月二十一日生

本籍及び最後の住所同上

不在者　下坂　康文
昭和十六年四月二十五日生

本籍及び最後の住所同上

不在者　下坂　英明
昭和十九年五月一日生

右不在者に対し利害関係人下坂清の失踪宣告申立により当裁判所は次の通り審判する。

主文

不在者下坂シマ同下坂康文同下坂英明は昭和二十年八月九日死亡した者と看做し失踪の宣告をする。

昭和二十六年十一月六日

長崎家庭裁判所大村支部

家事審判官　野田普一郎

会社その他の公告

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十月十五日の株主総会の決議により同日解散した。

当会社に対し債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十六年十一月二十八日

大津市中北国町十一番地

大津豆腐製造企業組合

代表清算人　東郷　梅蔵

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十一月二十八日社員総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せらるる方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間に御申出のない時は清算より除斥致します。

昭和二十六年十一月二十八日

京都市上京区寺内通浮舟寺東入中猪熊町三〇番地

有限会社カヤ平商店

清算人　田中清三郎

減資公告

当会社は昭和二十六年三月二日の株主総会に於て資本の総額金二百万円を金百八十万円に減少することとし、その方法として各株主の持株の一割を無償にて買入消却することを決議したので異議ある債権者は二箇月以内に申出あり度く尚株主はその株券を三箇月以内に当社に提出相成り度い。

昭和二十六年十二月一日

神戸市生田区明石町三〇番地

神栄倉庫株式会社

組織変更公告

当有限会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時総会で総社員の同意において株式会社ミツイ百貨店と組織を変更することに決議致しましたから異議ある方は本公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年十一月三十日

防府市大字東佐波令一四一七番地

有限会社ミツイ洋裁百貨店

代表取締役　光井　茂

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十月十八日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せらるる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月一日

東京都中央区西八丁堀三丁目十四番地

丸正プレス株式会社

清算人　笠間　正吉

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十一月十五日株主総会の決議により解散したるに付当会社に対し債権を有せらるる向はこの公告から二箇月内に債権の申出をされたい。若し右期間内に申出なき向は本清算から除斥されます。

昭和二十六年十一月二十日

兵庫県豊岡市花園通九八

昭和産業株式会社

代表清算人　三輪　弘

解散公告

当会社は昭和二十六年九月二十九日社員総会の決議により解散したので当会社に対し債権を有する方はこの公告掲載の日から二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出のないときは清算から除斥します。

昭和二十六年十二月五日

滋賀県栗太郡草津町大字大路井七一二番地

有限会社山本ラヂオ店

清算人　山本佐久篇

資本減少公告

当会社は昭和二十六年十月三十一日の株主総会で資本金五十万円を金二十五万円に減少する決議をした。この決議に異議ある向は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。

昭和二十六年十月三十一日

千葉市洪町百十番地

共立木材株式会社

減資公告

当会社は昭和二十六年九月十五日の臨時株主総会に於て資本金五百十万円を金四百十万円に減少する決議をしました。此の資本減少に異議ある方は本公告掲載の日から二箇月以内にお申出で下さい。

昭和二十六年十月十五日

金沢市北安江町三四三番地

北陸繊維株式会社

約束手形紛失無効公告

金額八十五万三千四百七十円也　番号無　振出人米山毛織株式会社取締役社長米山清次　振出日昭和二十六年一月二十五日　支拂日昭和二十七年一月二十五日　支拂場所三和銀行神田支店

名宛人兼拾株式会社東京支店　右紛失に付無効とす。

昭和二十六年十一月三十日

東京都千代田区丸の内二丁目二

兼松株式会社東京支店

社債償還公告

当社第三回い号物上担保附社債第二次定時償還の為抽籤の結果左記番号の債券が当籤しましたから公告致します。

償還金額　金四百万円也
支拂期日　昭和二十六年十二月二十日
支拂場所　現物償は券面記載の支拂場所、登録債は指定支拂場所
一万円券（丙）
一〇一—一五〇
一三三一—一四一〇
十万円券（丁）
一六—三〇
二五三—二六四

昭和二十六年十二月

株式会社神戸製鋼所

第二十六回定時株主総会決議公告

昭和二十六年十一月二十八日当会社本店に於て開催された第二十六回定時株主総会の附議事項に付いては左記の通り決議されましたから報告致します。

昭和二十六年十一月二十八日

東京都中央区銀座東八丁目十九番地　南国特殊造船株式会社

株主各位　取締役社長　藤井二三長

決議事項

第一号議案　自昭和二十六年四月一日至昭和二十六年九月三十日第二十六期営業報告書、貸借対照表及び財産目録、損益計算書承認並に損失金処分の件

承認可決

第二号議案　定款変更の件

承認可決

第三号議案　資産再評価を行ふ件

（左の通り）承認可決

再評価額　金四千八百三十九万六千一百五十九円也

帳簿価格　金一千八十一万二千七百五十四円也

再評価差額　金三千七百五十八万三千四百五円也

尚再評価差額は再評価積立金として資本剰余金に計上した。

第四号議案　横浜海運株式会社を合併する件

原案承認

第五号議案　取締役任期満了に伴う改選の件

取締役藤井二三長、同矢竹芳造、同高岩静夫、同井手錦之助、同互理攻蔵当選就任した。

追而取締役会の互選の結果取締役社長に藤井二三長、専務取締役に矢竹芳造、常務取締役に高岩静夫夫々就任した。

第二十六期貸借対照表

（昭和二十六年九月三十日現在）

資産の部

土地	一、三四二、三五〇・〇〇
建物	一六、〇七五、九六六・六六
構築物	二、〇二二、七三八・九一
船舶	五一、四〇二、九六一・〇五
車輛運搬具	七二〇、九七三・三八
機械装置	六、八九一、四〇四・五三
工具器具備品	七、〇四一、一八二・三五
原材料	四七、三六四、八七六・二一
仕掛品	三三、四四八、二三九・四九
現金	四六、一二一、六〇〇・〇〇
当座預金	三、三二四、二六七・七〇
受取手形	一、五五九、九七〇・〇〇
売掛金	一八、九四一、三一九・五一
有価証券	三、〇〇〇・〇〇

仕掛品、製品　手形　売掛金　仕掛品　原材料　貸付金　当座預金　現金　合計　一九、四二六、九九九・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

第十回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第十一回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第十二回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第十三回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第十四回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第十五回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第十六回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第十七回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第十八回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第十九回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第二十回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第二十一回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第二十二回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第二十三回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第二十四回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第二十五回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第二十六回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第二十七回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第二十八回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第二十九回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第三十回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第三十一回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第三十二回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第三十三回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第三十四回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第三十五回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第三十六回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第三十七回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第三十八回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第三十九回決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第四期決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第五期決算公告

東京都中央区日本橋室町一の二の六
株式会社三井銀行

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期未処分利益	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金の処分	
利益準備金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

昭和二十六年十月一日現在

貸借対照表

現金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

第7473号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

お正月の

特賞50万円

その他賞金多数

大和定期

1口1千円6カ月・抽せん1月17日

大和銀行

本店・大阪市
支店・全国主要都市

貸借対照表

昭和二十六年九月三十日

貸方（負債の部）

資本金	一、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
利益準備金	一二七、八〇〇、〇〇〇
退職給与積立金	四五〇、〇〇〇、〇〇〇
資産再評価積立金	一、二〇七、九二二、〇〇〇
未拂金	一、三二六、七二五、〇〇〇
前期繰越金	八四、九九一、三九一
当期益金	一、七三四、〇八五、五五六、四三一、五二三、九四
合計	

借方（資産の部）

土地及家屋	九一五、三三七、一二一
什器器具機械	一、六〇八、七九〇、三〇二、一五四、一六八、七六
商品及材料有高	七八三、二三九、四〇二八、七五〇、〇〇二五七、一九〇、〇〇六八四、一四八、三六六、四三一、五二三、九四
売掛代金	
有価証券	
仮拂金	
預金及現金	
合計	

広島県佐伯郡八幡村
八幡酒造株式会社

第四期決算公告

貸借対照表

（昭和二十六年九月三十日現在）

借地方	五七二、三九〇、〇〇

貸借対照表

昭和二十六年九月三十日

貸方（負債の部）

資本金	一、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
利益準備金	一二七、八〇〇、〇〇〇
退職給与積立金	四五〇、〇〇〇、〇〇〇
資産再評価積立金	一、二〇七、九二二、〇〇〇
未拂金	一、三二六、七二五、〇〇〇
前期繰越金	八四、九九一、三九一
当期益金	一、七三四、〇八五、五五六、四三一、五二三、九四
合計	

借方（資産の部）

土地及家屋	九一五、三三七、一二一
什器器具機械	一、六〇八、七九〇、三〇二、一五四、一六八、七六
商品及材料有高	七八三、二三九、四〇二八、七五〇、〇〇二五七、一九〇、〇〇六八四、一四八、三六六、四三一、五二三、九四
売掛代金	
有価証券	
仮拂金	
預金及現金	
合計	

広島県佐伯郡八幡村
八幡酒造株式会社

第四期決算公告

貸借対照表

（昭和二十六年九月三十日現在）

借地方	五七二、三九〇、〇〇

第五期決算報告

（昭和二十六年九月三十日）

貸借対照表

借方（資産の部）

流動資産	一〇、九二三、二四五、〇九
所有有価証券	二、七五五、六〇〇、〇〇
建物及什器備品	五五、三三八、二四二、五六
有価証券	七二六、三七五、五六
貸付金	一一、二五〇、〇〇〇、〇〇〇
未収金及仮拂金	三五、三六〇、〇〇〇、〇〇〇
受取手形	六、五九五、七一七、三〇
預金及現金	二、三一六、三一八、〇〇〇
合計	四八、八五二、七六四、一六
	一六一、〇一一、八〇七、五八

貸方

資本金	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
諸積立金	一三〇、五三九、一二八、〇〇〇
借入金	一八、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇
割引手形	二、三一六、三一八、〇〇〇
仮受金及未拂金	四、一四八、〇二三、五〇
前期繰越金	一一五、四一五、三一
当期利益金	一、一九二、九二三、七七
合計	一六一、〇一一、八〇七、五八

昭和二十六年十一月
東京都中央区銀座二丁目二番地
中央建物株式会社

第一期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表

借方

固定資産	
土地	二五、三二三、〇六五、九〇
建物	七〇八、六三〇、〇〇〇
機械器具	五、六〇一、六六六、〇〇〇
構築物	一六、五八八、九〇七、九〇
設備	二〇三、二八三、〇〇〇
車輌運搬具	四五五、八八二、〇〇〇
什器備品	五二七、五六二、〇〇〇
営業権	四二〇、四二七、〇〇〇
棚卸資産	八一六、七〇八、〇〇〇
製品	五〇、五七八、六三八、八一
貯蔵品	二四、五四〇、九四九、二〇
流動資産	二六、〇三七、六八九、六一
有価証券	一五六、四七五、八八四、一九
売掛金	二五四、二〇〇、〇〇〇
受取手形	三三、〇五三、〇一五、四〇
未収入金	三四、一二三、三八九、九七
仮拂金	五三、二四二、〇〇〇
未経過勘定	六、七三四、六六五、八六
預金及現金	一、三五八、〇八五、一七
合計	八〇、八九九、二八五、七九
	二三三、三七七、五八八、九〇

貸方

資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

名古屋市中区南伊勢町二の三
中日証券株式会社

保管有価証券
事故証券支拂金
土地及建物
備品器具
営業保証金会員出資金、信認金
差入保証金
繰延勘定
前期繰越欠損金
当期損失金
合計

貸方（負債の部）

借入金	一〇、三五三、六〇〇、〇〇〇
諸預り金	二、二五八、三〇七、七七五、七〇〇、六八九、〇〇八五、六〇〇、〇〇三、一七九、〇〇一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇五八、七〇〇、〇〇三、四六〇、〇七五、七七
借入預り有価証券	
事故証券受入金	
引当金	
資本金	
任意積立金	
合計	

昭和二十六年十一月三十日
名古屋市中区南伊勢町二の三
中日証券株式会社

九、六七四、八八九、〇〇三七七、三五七、〇〇二、〇四七、七五八、〇〇五九九、三九一、二〇四五四、三〇〇、〇〇一、六八八、二四一、〇〇四五六、四三一、九五九一八、八九二、八一二、五六三、九六九、七二三、四六〇、〇七五、七七

第三十三期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表

資産の部

流動負債	
借入金	二三三、三七七、五八八、九〇
支拂手形	一〇〇、九〇二、六一七、三六
買掛金	一〇、一四九、二一六、五〇
未拂金	一、一〇五、六八七、〇〇
未拂酒税金	七、九一五、九三九、六〇
仮受金	九一、一三九、一七〇、〇〇
貸倒準備金	五九九、一二四、五〇
利益	一一七、五五八、〇〇
当期利益金	一〇、四四八、二七五、九四
合計	一〇、四四八、二七五、九四
	二三三、三七七、五八八、九〇

三重県三重郡楠町九七二番地
株式会社宮崎本店

土地及建物
建設仮勘定
構築物勘定
機械装置
工具器具備品
有価証券
山林

四〇、五五一、七七八、七七
五〇一、六八一、〇〇〇
一、八四一、三四七、七九
三一、一六三、五三一、一八
二、二四〇、四〇三、五二
七三一、〇九〇、〇〇〇
三一、五四七、四九七、六〇

製品
工場原料
原価勘定
材料勘定
売掛金人名勘定
受取手形
立替金仮拂金
預金勘定現金有高
合計

七五、七一九、一八七、七六
五六、〇四〇、八六九、五八
四、五六七、八三〇、〇〇〇
七、八五四、九九一、七七〇
二八、五六九、五八九、〇七三
六、四一九、四七二、〇〇〇
二五、七一九、〇六八、六一
二四、二九七、一七五、〇四
三三七、七六五、五一三、六五

負債の部

資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
法定利益準備金	二、〇六一、〇〇〇、〇〇〇
諸積立金	一〇、三九四、三〇一、六一二
再評価積立金	六四、一五〇、五一八、〇〇〇
納税準備金	一、四四七、六五二、〇二二
借入金、支拂手形	一九六、六三五、五〇九、五〇
買掛金	八、七一一、二一六、四六
前受金	二、四八〇、二八七、二〇
仮受金預り金	四、二三六、七一六、〇九
未拂金	一二、八六六、一九四、〇八
前期繰越金	一、七一六、四二二、二五
当期利益金	二三、〇六五、六九六、四三
	三三七、七六五、五一三、六五

小樽市稲穂町東七丁目十一番地
株式会社新宮商行

◇林野庁監修◇

新しい森林計画

改正 森林法関係法令集

B6判　190頁　特価100円　〒8円（改訂版！）

各方面の要望に応え更に改訂三版発行　目下発売中！

☆国土も、財政も、災害により危機にひんするとき、治山治水の根本策はどう樹てられたか？

☆森林法の全面改正によつて、森林をまもる綜合計画はどう法文化されたか？

☆森林に関係する人々や、新しい協同組合や、関係官公庁の仕事のやり方はどう変つたか？

☆強い公益性と罰則をもつ森林育成の諸方策や長期融資を含むこの法令は、**森林組合・林業団体・木材業者・製紙業者・森林所有者・市町村吏員・関係官公庁職員の必携書である。**

―内容―

新しい森林計画と改正法令の解説・森林法・森林法施行法・森林法施行令・森林法施行規則・森林法施行法第二條第二項の届出の手続を定める省令・森林法に基く適正伐期齢級以上の齢級に属する立木を定める省令・森林法施行規則第三十二條の申請書等の様式を定める件・森林法第五條第一項により基本計画区を定める件・訓令

◎申込所　全国各地の官報販売所・主要書店・左記書店にないときは、代金・送料を添えて直接当庁官報課へ！

印刷庁官報課―東京都牛込局区内（振替）東京19000番

◎号外　十一月二十四日付第九十九号（その二）三二頁●同（その三）三二頁●同三十日付参会第二十六号四〇頁●十二月五日付物価第四十八号八頁

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料　実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁
電話九段（33）三一―五九
振替東京一九〇〇〇　官報課

昭26・12・5・

1 昭和26年12月5日 水曜日 官報（号外） 物価第48号（8頁）

官報

告示

◉物価庁告示第十号

国際電報料金表（昭和二十六年九月電気通信省、物価庁告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

昭和二十六年十二月五日

電気通信大臣 佐藤栄作
物価庁長官 周東英雄

第一部二款の国際電報の料金のOCEANIA（大洋洲地方）の部のAustrarlia（オーストラリア連邦）、Chatham Islands（チャタム群島）、Cook or Hervey Islands（クック又はハーヴェイ群島）、Fiji Islands（フィジ群島）、Gilbert & Ellice Islands（ギルバート及びユリス群島）、Kermadec Islands（ケルマデック群島）、Marshall Islands（マーシャル群島）、New Guinea Territory（ニュー・ギニア地方）、New Hebrides（ニュー・ヘブライズ）、New Zealand（ニュー・ジーランド）、Norfolk Island（ノーフォーク島）、Papua Territory（パプーア地方）、Samoa Islands（サモア群島）、Solomon Islands（ソロモン群島）、Tonga Islands（トンガ群島）、Wallis Island（ワリス島）及びWillis Islets（ウィリス群島）の項を次のように改める。

Australia (Incl. Flinders, King, Lord Howe, Magnetic, Tasumania & Thursday Islands)（オーストラリア連邦―フリンダース島 キング島 ロード・ホウ島 マグネティック島 タスマニア島及び木曜島を含む。）	OSA SE, TOK RCA, TOK MKY	212	71
Chatham Islands（チャタム群島）	OSA SE, TOK RCA, TOK MKY	264	—
Cook or Hervey Islands（クック又はハーヴェイ群島）			
Raro tonga（ラロトンガ）	OSA SE, TOK RCA, TOK MKY	292	97
Other places（その他の各地）	OSA SE, TOK RCA, TOK MKY	292	—
Fiji Islands（フィジ群島）			
Suva（スーヴァ）	OSA SE, TOK RCA, TOK MKY	246	82
Other places（その他の各地）	OSA SE, TOK RCA, TOK MKY	260	87
Gilbert & Ellice Islands（ギルバート及びユリス群島）			
Canton Island（カントン島）	OSA SE, TOK RCA, TOK MKY	288	96
Other places（その他の各地）	OSA SE, TOK RCA, TOK MKY	288	—
Kermadec Islands（ケルマデック群島）			
Raoul（ラウル）	OSA SE, TOK RCA, TOK MKY	264	—
Marshall Islands（マーシャル群島）			
Nauru（ナウル）	OSA SE, TOK RCA, TOK EKY	298	99
New Guinea Territory（ニュー・ギニア地方）			
Admiralty Islands（アドミラルティー群島） New Britain（ニュー・ブリテン） New Ireland（ニュー・アイルランド） North East New Guinea（北東ニュー・ギニア）	OSA SE, TOK RCA, TOK MKY	248	83
New Hebrides（ニュー・ヘブライズ）			
Port Vila（ポート・ヴィラ）	OSA PS, OSA SE, TOK RCA, TOK MKY	288	96
Other places（その他の各地）	OSA PS, OSA SE	288	96
New Zealand（ニュー・ジランド）	OSA SE, TOK RCA, TOK MKY	238	79
Norfolk Island（ノーフォーク島）	OSA SE, TOK RCA, TOK MKY	226	75
Papua Territory（パプーア地方）	OSA SE, TOK RCA, TOK MKY	248	83
Samoa Islands（サモア群島）			
Apia（アーピア）	OSA SE, TOK RCA, TOK MKY	292	97
Tutuila（テュテュイラ）	TOK RCA, TOK MKY	130	43
	OSA SE	310	103
Other places（その他の各地）	OSA SE, TOK RCA, TOK MKY	292	—
Solomon Islands（ソロモン群島）	OSA SE, TOK RCA, TOK MKY	238	—
Tonga Islands（トンガ群島）	OSA SE, TOK RCA, TOK MKY	292	97
Wallis Island（ワリス島）	TOK RCA, TOK MKY, OSA SE	336	112
Willis Islets（ウィリス群島）	OSA SE, TOK RCA, TOK MKY	212	71

法務府公告

○押収物還付公告

一、昭和十六年押収物につき刑事訴訟法第四百十一条の規定により還付する。

左記

一、ゲッタ在中七遺留品一個（石田政雄）

一、ゲッタ在中七遺留品一個（石田政雄）

一、ゲッタ在中七遺留品一個（石田政雄）

昭26.12.5.

○同押第六〇二号（同）
一、換価金　一千三十五円

○同押第六〇三号（同）
一、布袋　六枚
四、竹籠　一個

○同押第六〇四号（同）
一、風呂敷　三枚
四、竹籠　一個

○同押第六〇五号（同）
一、布袋　十三枚
三、風呂敷　一枚
四、手提袋　一枚
五、弁当箱　一個

○同押第六〇六号（同）
一、換価金　十五枚
二、布袋　四枚

○同押第六〇七号（同）
一、換価金　十六枚
二、布袋　十枚
三、風呂敷　一枚

○同押第六〇八号（同）
一、換価金　八百六十二円

○同押第六一〇号（同）
一、換価金　二千七百二十一円
二、布袋　五枚
三、風呂敷　六枚

○同押第六一一号（同）
一、換価金　二千四百二円
四、竹籠　一個

○同押第六一二号（同）
一、換価金　九枚

○同押第六一三号（同）
一、換価金　二千三百三十五円
二、布袋　九枚

○同押第六一四号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　九枚

○同押第六一五号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六一六号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六一七号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六一八号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六一九号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六二〇号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六二一号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六二二号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六二三号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六二四号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六二五号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六二六号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六二七号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六二八号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六二九号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六三〇号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六三一号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六三二号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六三三号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六三四号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六三五号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六三六号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六三七号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六三八号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六三九号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六四〇号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六四一号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六四二号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六四三号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六四四号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六四五号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六四六号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六四七号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六四八号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六四九号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六五〇号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六五一号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六五二号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六五三号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六五四号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六五五号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六五六号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六五七号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六五八号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六五九号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六六〇号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六六一号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六六二号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六六三号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六六四号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六六五号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六六六号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六六七号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六六八号（同）
一、換価金　二千四百二十円
二、布袋　十枚

○同押第六六

昭26.12.5.

○昭和二十五年領第三五号（白米仁酒税法違反事件）一個
○同領第一四六号（同）
○同保第一九号（船木勇窃盗被疑事件）
一、手拭地一反
○同押第二〇号（五十鼠ハナ遺失物横領被疑事件）
一、帳中時計一個
○同押第二一号（藤原雅雄窃盗、遺失物横領被疑事件）
一、ボストンバック一個
○同押第二二号（高橋卯一郎窃盗被告事件）
一、国防色ボストンバック一個
二、黒色防水レインコート一枚
三、ハガキ二本
四、元線炬燵灰一個
五、万年筆一本
六、白カワイシャツ一枚
七、白カライシャツ三枚
八、手拭三枚
九、メリヤスハンカチ二枚
一〇、タオル二本
一一、布製洗面袋一個
一二、西洋剃刀一個
一三、赤財布一個
一四、印鑑一個
一五、黒皮二つ折財布一個
一六、クリーム二個
一七、石鹸二個
一八、爪切一個
一九、メンソーム一個
二〇、領収証一冊
二一、日記帳一冊
二二、鏡一個
二三、ポマード一個
二四、櫛一個
二五、西洋剃刀一個
二六、ハンカチ二枚
二七、タオル二枚
二八、手拭三枚
二九、風呂敷一枚
三〇、白カライシャツ一枚
三一、白ワイシャツ一枚
三二、万年筆二本
三三、元線炬燵灰一個
三四、ハガキ三枚
三五、防水レインコート一枚
三六、国防色ボストンバック一個
三七、ズロース（白木綿）一枚
三八、三尺綿一枚
○同押第二三号（高橋卯一郎窃盗被告事件）
一、ポール箱（白木綿）一枚
二、布袋一枚
○同押第二四号（五十鼠ハナ遺失物横領被疑事件）
一、風呂敷一枚
○同押第二五号（船木勇窃盗被疑事件）
一、手拭地一反
○同押第二六号（同）
一、領被疑事件）
○同押第二七号（西川ヨシエ外一名同）
一、紺色財布
二、黒皮二つ折財布一個
三、赤色ナイロン財布一個
四、財布用チャック五個
五、ナイロン製財布一個
六、紫色財布一個
七、赤地花模様財布一個
八、赤色小型ナイロン財布一個
九、ニューゲンジ抽斗三枚
一〇、宝クジ（第二回）四枚
一一、風呂敷一枚
二、布袋一枚
○同保第一九六号（同）
一、手拭地一反
二、容器一点
○同保第一九七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第一九八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第一九九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二〇〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二〇一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二〇二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二〇三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二〇四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二〇五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二〇六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二〇七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二〇八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二〇九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二一〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二一一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二一二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二一三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二一四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二一五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二一六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二一七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二一八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二一九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二二〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二二一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二二二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二二三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二二四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二二五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二二六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二二七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二二八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二二九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二三〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二三一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二三二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二三三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二三四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二三五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二三六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二三七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二三八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二三九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二四〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二四一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二四二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二四三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二四四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二四五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二四六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二四七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二四八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二四九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二五〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二五一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二五二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二五三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二五四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二五五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二五六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二五七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二五八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二五九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二六〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二六一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二六二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二六三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二六四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二六五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二六六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二六七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二六八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二六九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二七〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二七一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二七二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二七三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二七四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二七五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二七六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二七七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二七八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二七九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二八〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二八一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二八二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二八三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二八四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二八五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二八六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二八七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二八八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二八九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二九〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二九一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二九二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二九三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二九四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二九五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二九六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二九七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二九八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第二九九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三〇〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三〇一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三〇二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三〇三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三〇四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三〇五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三〇六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三〇七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三〇八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三〇九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三一〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三一一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三一二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三一三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三一四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三一五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三一六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三一七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三一八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三一九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三二〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三二一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三二二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三二三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三二四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三二五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三二六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三二七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三二八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三二九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三三〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三三一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三三二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三三三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三三四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三三五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三三六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三三七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三三八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三三九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三四〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三四一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三四二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三四三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三四四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三四五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三四六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三四七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三四八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三四九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三五〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三五一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三五二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三五三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三五四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三五五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三五六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三五七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三五八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三五九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三六〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三六一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三六二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三六三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三六四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三六五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三六六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三六七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三六八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三六九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三七〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三七一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三七二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三七三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三七四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三七五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三七六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三七七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三七八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三七九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三八〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三八一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三八二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三八三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三八四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三八五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三八六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三八七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三八八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三八九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三九〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三九一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三九二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三九三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三九四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三九五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三九六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三九七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三九八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第三九九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四〇〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四〇一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四〇二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四〇三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四〇四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四〇五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四〇六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四〇七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四〇八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四〇九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四一〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四一一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四一二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四一三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四一四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四一五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四一六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四一七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四一八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四一九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四二〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四二一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四二二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四二三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四二四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四二五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四二六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四二七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四二八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四二九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四三〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四三一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四三二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四三三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四三四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四三五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四三六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四三七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四三八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四三九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四四〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四四一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四四二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四四三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四四四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四四五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四四六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四四七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四四八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四四九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四五〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四五一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四五二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四五三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四五四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四五五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四五六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四五七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四五八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四五九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四六〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四六一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四六二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四六三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四六四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四六五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四六六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四六七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四六八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四六九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四七〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四七一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四七二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四七三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四七四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四七五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四七六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四七七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四七八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四七九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四八〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四八一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四八二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四八三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四八四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四八五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四八六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四八七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四八八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四八九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四九〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四九一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四九二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四九三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四九四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四九五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四九六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四九七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四九八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第四九九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五〇〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五〇一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五〇二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五〇三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五〇四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五〇五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五〇六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五〇七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五〇八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五〇九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五一〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五一一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五一二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五一三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五一四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五一五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五一六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五一七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五一八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五一九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五二〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五二一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五二二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五二三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五二四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五二五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五二六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五二七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五二八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五二九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五三〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五三一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五三二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五三三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五三四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五三五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五三六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五三七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五三八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五三九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五四〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五四一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五四二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五四三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五四四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五四五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五四六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五四七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五四八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五四九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五五〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五五一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五五二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五五三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五五四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五五五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五五六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五五七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五五八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五五九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五六〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五六一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五六二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五六三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五六四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五六五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五六六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五六七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五六八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五六九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五七〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五七一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五七二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五七三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五七四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五七五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五七六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五七七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五七八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五七九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五八〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五八一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五八二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五八三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五八四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五八五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五八六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五八七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五八八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五八九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五九〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五九一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五九二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五九三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五九四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五九五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五九六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五九七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五九八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第五九九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六〇〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六〇一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六〇二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六〇三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六〇四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六〇五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六〇六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六〇七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六〇八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六〇九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六一〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六一一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六一二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六一三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六一四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六一五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六一六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六一七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六一八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六一九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六二〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六二一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六二二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六二三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六二四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六二五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六二六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六二七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六二八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六二九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六三〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六三一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六三二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六三三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六三四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六三五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六三六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六三七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六三八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六三九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六四〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六四一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六四二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六四三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六四四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六四五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六四六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六四七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六四八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六四九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六五〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六五一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六五二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六五三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六五四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六五五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六五六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六五七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六五八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六五九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六六〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六六一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六六二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六六三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六六四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六六五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六六六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六六七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六六八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六六九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六七〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六七一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六七二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六七三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六七四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六七五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六七六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六七七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六七八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六七九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六八〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六八一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六八二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六八三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六八四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六八五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六八六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六八七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六八八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六八九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六九〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六九一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六九二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六九三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六九四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六九五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六九六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六九七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六九八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第六九九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七〇〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七〇一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七〇二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七〇三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七〇四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七〇五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七〇六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七〇七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七〇八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七〇九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七一〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七一一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七一二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七一三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七一四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七一五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七一六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七一七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七一八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七一九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七二〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七二一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七二二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七二三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七二四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七二五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七二六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七二七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七二八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七二九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七三〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七三一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七三二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七三三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七三四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七三五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七三六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七三七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七三八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七三九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七四〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七四一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七四二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七四三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七四四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七四五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七四六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七四七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七四八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七四九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七五〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七五一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七五二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七五三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七五四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七五五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七五六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七五七号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七五八号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七五九号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七六〇号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七六一号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七六二号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七六三号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七六四号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七六五号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第七六六号（同）
一、容器一点
二、容器一点
○同保第

昭26.12.5.

○同領第三四〇号（同）換価金二千四百三十五円
二、布袋（布製）二枚
三、風呂敷一枚
○同第四六二号（同）換価金二千四百三十八円
二、布袋二枚
三、布袋一個
○同第四六三号（同）換価金二千九百七円
二、布袋九枚
四、当箱一枚
○同第四六四号（同）換価金二千六百四十六円
二、布袋十三枚
三、布袋十枚
○同第四六五号（同）換価金二千六百四十六円
二、布袋十五枚
四、手提袋二枚
○同第四六六号（同）換価金二千六百四十六円
二、布袋十五枚
三、風呂敷一枚
○同第四六七号（同）換価金二千六百四十六円
二、布袋十五枚
四、手提袋二枚
○同第四六八号（同）換価金二千六百四十六円
二、布袋十五枚
三、風呂敷一枚
○同第四六九号（同）換価金二千六百四十六円
二、布袋十五枚
四、竹籠一個
○同第四七〇号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第四七一号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第四七二号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第四七三号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第四七四号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第四七五号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第四七六号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第四七七号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第四七八号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第四七九号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第四八〇号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第四八一号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第四八二号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第四八三号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第四八四号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第四八五号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第四八六号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第四八七号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第四八八号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第四八九号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第四九〇号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第四九一号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第四九二号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第四九三号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第四九四号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第四九五号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第四九六号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第四九七号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第四九八号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第四九九号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五〇〇号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五〇一号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五〇二号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五〇三号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五〇四号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五〇五号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五〇六号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五〇七号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五〇八号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五〇九号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五一〇号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五一一号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五一二号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五一三号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五一四号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五一五号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五一六号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五一七号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五一八号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五一九号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五二〇号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五二一号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五二二号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五二三号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五二四号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五二五号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五二六号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五二七号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五二八号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五二九号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五三〇号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五三一号（同）換価金二千七百二十二円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五三二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五三三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五三四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五三五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五三六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五三七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五三八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五三九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五四〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五四一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五四二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五四三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五四四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五四五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五四六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五四七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五四八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五四九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五五〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五五一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五五二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五五三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五五四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五五五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五五六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五五七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五五八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五五九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五六〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五六一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五六二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五六三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五六四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五六五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五六六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五六七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五六八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五六九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五七〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五七一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五七二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五七三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五七四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五七五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五七六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五七七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五七八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五七九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五八〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五八一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五八二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五八三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五八四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五八五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五八六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五八七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五八八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五八九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五九〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五九一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五九二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五九三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五九四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五九五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第五九六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五九七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第五九八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第五九九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六〇〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六〇一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六〇二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六〇三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六〇四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六〇五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六〇六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六〇七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六〇八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六〇九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六一〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六一一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六一二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六一三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六一四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六一五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六一六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六一七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六一八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六一九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六二〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六二一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六二二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六二三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六二四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六二五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六二六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六二七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六二八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六二九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六三〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六三一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六三二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六三三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六三四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六三五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六三六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六三七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六三八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六三九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六四〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六四一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六四二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六四三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六四四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六四五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六四六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六四七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六四八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六四九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六五〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六五一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六五二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六五三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六五四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六五五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六五六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六五七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六五八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六五九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六六〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六六一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六六二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六六三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六六四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六六五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六六六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六六七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六六八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六六九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六七〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六七一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六七二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六七三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六七四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六七五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六七六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六七七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六七八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六七九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六八〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六八一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六八二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六八三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六八四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六八五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六八六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六八七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六八八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六八九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六九〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六九一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六九二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六九三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六九四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六九五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第六九六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六九七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第六九八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第六九九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七〇〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七〇一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七〇二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七〇三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七〇四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七〇五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七〇六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七〇七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七〇八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七〇九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七一〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七一一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七一二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七一三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七一四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七一五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七一六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七一七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七一八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七一九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七二〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七二一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七二二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七二三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七二四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七二五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七二六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七二七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七二八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七二九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七三〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七三一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七三二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七三三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七三四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七三五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七三六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七三七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七三八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七三九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七四〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七四一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七四二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七四三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七四四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七四五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七四六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七四七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七四八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七四九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七五〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七五一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七五二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七五三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七五四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七五五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七五六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七五七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七五八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七五九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七六〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七六一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七六二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七六三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七六四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七六五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七六六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七六七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七六八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七六九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七七〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七七一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七七二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七七三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七七四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七七五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七七六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七七七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七七八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七七九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七八〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七八一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七八二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七八三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七八四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七八五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七八六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七八七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七八八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七八九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七九〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七九一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七九二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七九三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七九四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七九五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第七九六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七九七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第七九八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第七九九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第八〇〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第八〇一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第八〇二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第八〇三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第八〇四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第八〇五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第八〇六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第八〇七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第八〇八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第八〇九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第八一〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第八一一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第八一二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第八一三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第八一四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第八一五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第八一六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第八一七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第八一八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第八一九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第八二〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第八二一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第八二二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第八二三号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第八二四号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第八二五号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第八二六号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第八二七号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第八二八号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第八二九号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、手提袋一個
○同第八三〇号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚
○同第八三一号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
四、竹籠一個
○同第八三二号（同）換価金二千八百二十一円
二、布袋十枚
三、風呂敷一枚

○同押第五二二号（同）
七、千九百三十二円
○同押第五三三号（同）
七、千九百十六円
○同押第五二四号（同）
七、千二百十円
○同押第五二五号（同）
七、千二百五十六円
○同押第五二六号（同）
七、千二百六円
○同押第五二七号（同）
七、千二百一円
○同押第五二八号（同）
七、千二百九十六円
○同押第五二九号（同）
七、千二百八十円
○同押第五三〇号（同）
七、千二百七十円
○同押第五三一号（同）
七、千二百六十円
○同押第五三二号（同）
七、千二百五十円
○同押第五三三号（同）
七、千二百四十円
○同押第五三四号（同）
七、千二百三十円
○同押第五三五号（同）
七、千二百二十円
○同押第五三六号（同）
七、千二百一十円
○同押第五三七号（同）
七、千二百九十円
○同押第五三八号（同）
七、千二百八十円
○同押第五三九号（同）
七、千二百七十円
○同押第五四〇号（同）
七、千二百六十円
○同押第五四一号（同）
七、千二百五十円
○同押第五四二号（同）
七、千二百四十円
○同押第五四三号（同）
七、千二百三十円
○同押第五四四号（同）
七、千二百二十円
○同押第五四五号（同）
七、千二百一十円
○同押第五四六号（同）
七、千二百九十円
○同押第五四七号（同）
七、千二百八

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

○同押第二二一号（同）
二、袋　二枚
三、手提袋　一枚
○同押第二二二号（同）
二、風呂敷　一枚
三、木綿袋　一枚
○同押第二二三号（同）
二、風呂敷　一枚
三、木綿袋　二枚
○同押第二二四号（同）
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第二二五号（同）
二、袋　三枚
三、風呂敷　三枚
四、買物籠　二個
○同押第二二七号（同）
二、風呂敷　一枚
三、木綿袋　一枚
○同押第二二八号（同）
二、風呂敷　一枚
三、木綿袋　一枚
○同押第二二九号（同）
二、風呂敷　一枚
三、木綿袋　一枚
○同押第九三号（恒田高市傷害事件）
一、出刃庖丁　一丁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
尾道区検察庁
○昭和二十六年保第五九〇号（氏名不詳食糧管理法違反被疑事件）
一、米　換価金　一、三八一円
○同保第五九一号（同）
一、同　三、五四四円
○同領第五九二号（同）
一、同　一八九円
○同保第五九三号（同）
一、同　三三一円
○同第五九四号（同）
一、同　八二八円
○同保第五九五号（同）
一、同　八六四円
○同保第五九六号（同）
一、同　三、二三七円
○同領第六一六号（川本芳男遺失物横領事件）
一、現金　二二〇円
二、官　四〇〇円
○同保第五九九号（岡本平一外四名窃盗等事件）
一、古綿　換価金　一九、六〇〇円

日田区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十年領第一〇三号（張金栄食糧管理法違反事件）
一、換価金　六百九十円

○昭和二十五年領第二二一号（高木光雄同）
一、同　二百七十五円
○昭和二十六年領第八三号（山島由太郎窃盗事件）
一、コム半長靴　一足
○同領第九五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　三百九十三円
○同領第二一三号（鹿島秀雄酒税法違反事件）
一、同　五百四十円
二、水枕　四枚
○昭和二十四年領第一八八号（金浩岩窃盗事件）
一、布製鼠色ボストンバッグ　一個
二、黒皮製ハンドバッグ　一個
三、絹布アロハシャツ　一枚
四、木綿浴衣地楮縞シャツ　一枚
五、木綿白地縞半ズボン　一枚
六、富士絹半袖シャツ　一枚
七、風呂敷（模様入り）　一枚
八、西洋タオル　一枚
九、ハンカチ　一枚
一〇、空色靴下　一足
一一、靴下止　二個
一二、黄ブラシ　一本
一三、歯磨粉　一袋
一四、黄ブラシ入れ箱　一個
一五、櫛（サック入り）　一個
一六、金製巻煙草ケース　一個
一七、ロート目薬　一個
一八、錠剤壜入り　一個
一九、布製名刺入れ　一個
二〇、赤皮製短靴　一足

徳島地方検察庁川島支部
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第四二号（前田正則窃盗事件）
一、中古二輪自転車　一台
一、中古二輪自転車　一台
一、中古二輪自転車　一台

富良野区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第九七号（太田きせ食糧管理法違反事件）
一、換価金　七百四十七円
○同押第一一〇号（被疑者不詳同）
一、同　二千四百一円
○同押第一一一号（同）
一、同　四千三百五十八円
○同押第一一二号（同）
一、同　二千百八十九円
○同押第一一五号（加藤茂雄同）
一、同　四千八百三十一円

○同押第一三〇号（被疑者不詳同）
一、同　千百七十二円
○同押第一三一号（同）
一、同　五百八十六円
○同押第一三七号（中田一同）
一、同　千百六十八円
○同押第一四九号（被疑者不詳同）
一、同　四千三百二十円
○同押第一五〇号（同）
一、同　四千六百五十一円
○同押第一五一号（同）
一、同　四千五百四十八円
○同押第一五二号（同）
一、同　四千六百四十八円
○同押第一五三号（同）
一、同　四千三十七円
○同押第一五四号（同）
一、同　四千五百四十八円
○同押第一五五号（同）
一、同　四千七百三十二円
○同押第一五六号（同）
一、同　四千五百四十八円
○同押第一五七号（同）
一、同　四千二百八十二円
○同押第一五八号（同）
一、同　四千五百三十九円
○同押第一五九号（同）
一、同　四千六百八十四円
○同押第一六〇号（同）
一、同　四千二百八十三円
○同押第一六五号（同）
一、同　四千三百八十七円
○同押第一六六号（同）
一、同　四千九百十八円
○同押第一六七号（同）
一、同　四千七百五円

福岡区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第七七号（吉田時夫窃盗被告事件）
一、メリヤスシャツ　二枚
二、純毛パッツ　二枚
○同押第五六三号（吉永キノ子同）
一、女物草履　一足
○同押第五八二号（斗藤忠同）
一、子供スケート　一台
○同押第五八九号（森田利雄同）
一、水色ジャンパー　一枚
二、婦人洗面袋　一個
三、風呂敷　一枚
○同押第五一四号（坂口時男同）
一、現金　一百十円
○同押第六一二号（原田常喜同）
一、富士印　二十六吋中古自転車　一台

○昭和二十四年押第一〇四〇号（綿方洋一同）
一、右製ボストンバック　三個
二、白背広上　一着
三、布団　一組
四、女物白上衣　一枚
五、濃茶色トランク　一個
六、フイルム　一本
○昭和二十五年押第一〇〇七号（浜原兼吉窃盗被告事件）
一、ゴム長靴　一足
○昭和二十六年押第一六四号（時田勇夫物価統制令違反被告事件）
一、換価金　一千七百九十六円
○同押第一三二号（塚本ケイ子食糧管理法違反被告事件）
一、同　五百七十円
○同押第一二八号（氏名不詳同）
一、同　一千三百七十二円
○同押第一六三号（同）
一、同　一万二千一百四十八円
○同押第一四二号（国武守同）
一、同　二千八百四十九円
○昭和二十五年押第四二二号（樺島順爾窃盗被告事件）
一、地下足袋　一足
二、リュックサック　一個
三、中折帽子　一個
○昭和二十四年押第三九四号（上原肇軽犯罪法違反被疑事件）
一、折込ナイフ　一本
二、ズボン　一枚
○昭和二十六年押第六〇三号（中村光男同）
一、懐中電燈　一個
二、ジャックナイフ　一本
○同押第六一三号（楠万吾窃盗被告事件）
一、中古自転車　一台（二十六吋KOTYO）
○昭和二十五年押第九九一号（安田信行同）
一、靴　サンダル　一足

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
飯塚区検察庁
○昭和二十三年保第四六八号（井上昌子食糧管理法違反事件）
○昭和二十六年保第三九〇号（氏名不詳同）
一、換価金　九百九十四円
○同保第三九一号（同）
一、同　一千五百十五円
○同保第三九六号（同）
一、同　九百四十六円
○同保第四四八号（同）
一、同　二千三百八十五円
○同保第四四九号（同）
一、同　二千三百八十五円
○同保第四五〇号（同）
一、同　三千三百九十六円
○同保第四五一号（同）
一、同　六百十四円

○同保第四五二号（同）
一、同　二千九百三十四円
○同保第四五三号（同）
一、同　三千四百五十四円
○同保第四五四号（同）
一、同　二千百七十七円
○同保第四五五号（同）
一、同　四千八百八十八円
○同領第二一〇号（同）
二、米袋　五枚
三、風呂敷　四枚
○同領第二一一号（同）
二、米袋　五枚
三、風呂敷　三枚
○同領第二一二号（同）
二、米袋　四枚
三、風呂敷　二枚
○同領第二一三号（同）
二、米袋　五枚
三、風呂敷　二枚
○同領第二一四号（同）
二、米袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同領第二一五号（同）
二、米袋　五枚
三、風呂敷　三枚
○同領第二一六号（同）
二、米袋　四枚
三、風呂敷　四枚
○同領第二一七号（同）
二、米袋　四枚
三、風呂敷　三枚
○同領第二一九号（同）
二、米袋　四枚
三、風呂敷　四枚
○同領第二一〇号（同）
二、米袋　五枚
三、風呂敷　五枚
○同領第二一一号（同）
二、米袋　三枚
三、風呂敷　二枚
○同領第二一二号（同）
二、米袋　四枚
三、風呂敷　三